

雲南市都市計画マスタープラン

神話を語り継ぐ 暮らしやすい田園都市

平成26年2月

雲南市

はじめに

雲南市は、これまで「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をテーマにまちづくりを展開して参りました。合併後10年目を迎え、予想以上に人口減少が進むなど、社会情勢は大きく変化している中ではありますが、これからも定住環境や子育て環境の充実、雇用の場の創出など、住みよく暮らしやすい雲南市を目指したまちづくり施策をより一層進めなければなりません。

また、雲南市には先人から受け継いだ自然や歴史的資源が多くあります。みどり豊かな田園風景、四季折々の農産物、有数の史跡、語り継がれる神話、そして何よりもそこに住む人々。これら人の幸、自然の幸、歴史の幸、食の幸など、多くの幸を途切れることなく次世代に継承していくことも我々の役目であり、この恵みを活かしたまちづくりの展開も必要であります。

日々変化する社会情勢にも柔軟に対応し、固有資源を活かした持続可能な地域づくりを進めるためには、人口減少の抑制と、定住・交流人口の増加を図ることが必要であり、そのためには市街地の利便性を高め、都市施設の集約化や都市基盤の整備を推進していくことが重要であると考えます。

こうしたことから、10年後、あるいは20年後を見据えた雲南市のまちづくりを着実に進めるために、都市づくりの基本計画として「雲南市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。雲南市発足以来のまちづくりのテーマを踏まえ、基本理念には"神話を語り継ぐ暮らしやすい田園都市づくり"を掲げ、先人たちが築いてきたふるさとを受け継ぎ、守り、育み、そして大都市には無い住みよさ、暮らしやすさを追求した田園都市の創造に向け、雲南市の現状と将来あるべき姿をより具体化しています。

この計画策定にあたって長期にわたりご尽力いただいた都市計画マスタープラン策 定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました都市計画審議会、都市 計画推進委員会の皆様、ご協力をいただいた全ての方々に対し深く感謝申し上げます。

今後、この都市計画マスタープランを基本とした都市づくりを推進し、魅力ある雲南市の形成に向けた取り組みを進めて参りますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成26年2月 雲南市長 速 水 雄 一

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	策定の目的	2
2	位置づけとその役割	
3	策定の経緯	3
4	計画対象区域	3
5	目標年次	3
6	検討の体制	3
7	計画の構成	4
第2章	都市の現況と課題	
1	都市を取り巻く社会情勢	6
2	都市の現況と特性	7
3	都市の課題	11
第3章	都市の将来像と目標	
		40
1	都市づくりの理念	
2	都市づくりの方向性	
3	将来の目標	15
4	将来都市構造	16
第4章	都市の基本構想	
1	全体構想	23
2	都市計画区域内構想	34
第5章	都市の地域別まちづくり	
<u>>1 T</u>		
1		38
	1) 木次・三刀屋地域	38
	2) 大東地域	43
	3)加茂地域	47

第6章	都市づくりの実現に向けて	
1	多様な主体の協働による都市づくりの推進	52
2	効果的・効率的な都市づくりに向けて	54
<u>資料編</u>		
1	雲南都市計画マスタープラン策定委員会 設置要綱	56
2	雲南都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿	57
3	雲南市都市計画マスタープラン検討経過	58
用語集		59

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の目的

市町村が定める都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、 $10\sim20$ 年後の将来におけるまちづくり像を明確にし、都市計画の観点から取り組むべき方針を定めることとされています。このことから、雲南市都市計画マスタープラン(以下「本計画」とします。)は、本市が掲げる都市づくりの基本理念に基づき、目指す将来都市像を実現するためのまちづくりの方向性や方針を明らかにすることを目的に定めます。なお、今後の取り巻く社会経済情勢の動向に注視し、概ね $5\sim10$ 年ごとに検証と見直しを実施していくものとします。

2 位置づけとその役割

本計画は、本市の住民自治、定住環境、保健・医療・福祉、教育・文化、産業・雇用など総合的まちづくりの基本方針である「雲南市総合計画」(平成 18 年 3 月策定 計画期間:平成 19 年度~平成 26 年度)や島根県が定める都市計画区域の基本方針である「雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(雲南都市計画区域マスタープラン)」(平成 21 年 4 月策定)を上位計画として、概ね 20 年後の将来の都市・地域づくりの基本方針を定めるものです。上位計画の方向性に基づき、地域特性を踏まえた将来の具体的都市像や方向性を示すものであり、都市計画区域、土地利用、道路・下水・公園等の都市施設整備、市街地開発、防災や環境形成などに関する都市計画の決定や変更の指針となります。

【雲南市都市計画マスタープランの位置づけ】

雲南市総合計画

根拠法令 地方自治法第2条第4項

策 定 平成18年3月

総合的まちづくりの基本方針

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と、これに基づく基本計画をあわせたもの

雲南都市計画区域の整備・開発及び保全の方針 (雲南都市計画区域マスタープラン)

根拠法令 都市計画法第6条の2 策 定 平成21年4月

区域マスタープラン

都市計画区域を対象として、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針などについて都道府県が定めるもの



即する

各種関連行政計画

雲南市環境基本計画 雲南市住宅マスタープラン 雲南市地域防災計画など

連携する

雲南市都市計画マスタープラン

根拠法令 都市計画法第18条の2

策 定 平成26年3月

<u>市町村マスター</u>プラン

市町村の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの

平成16年11月に合併によって誕生した本市は、新たな行政区域に基づき、平成 21年4月に大東都市計画区域、加茂都市計画区域、木次都市計画区域及び三刀屋都市 計画区域を雲南都市計画区域に再編しました。旧都市計画区域単位で進められてきた それぞれの都市づくりから、新たな都市計画区域における一体的な都市づくりへの転 換を目指し、本計画を策定します。

4 計画対象区域

都市計画は、原則として都市計画区域内に定めることから、本計画は基本的な対象 を都市計画区域としていますが、「第4章 1全体構想」においては総合的な都市づ くりの観点で検討すべきことから、全域を対象としています。

5 目標年次

本計画では、概ね20年後に将来都市像の実現を目指すこととし、平成26年度を『基 準年』に位置づけ、10年後の平成35年度を『中間年』、20年後の平成45年度を『目 標年』と定めます。

6 検討の体制

本計画の策定にあたっては、市民意向を十分に反映するため、市内の関係機関・団 体へのヒアリング調査の実施、有識者・各分野代表・住民代表・関係機関職員で構成 する「雲南都市計画マスタープラン策定委員会」の設置などの取組みを行いました。 また、地域別構想の検討では、ワークショップ形式の意見交換会を大東、加茂、木次、 三刀屋の4地域で開催し、地域課題の把握と計画への意見反映を図りました。その上 で、関連計画との調整機関として「雲南都市計画マスタープラン策定研究会」を庁内 に設置し、関係課への意見聴取によって調整を行いました。

【雲南市都市計画マスタープランの検討体制】

雲南都市計画マスタープラン 策定研究会

〇 庁内関係課

雲南都市計画マスタープラン

策定委員会

- 〇 有識者
- 〇 各分野代表
- 〇 住民代表
- 〇 関係機関職員

都市計画推進委員会

(地域別意見交換会)

- 〇 大東地域
- 〇 加茂地域
- 〇 木次地域
- 〇 三刀屋地域

関係機関・団体

ヒアリング調査

- 〇教育 〇医療
- 〇福祉 〇観光 〇農業 〇商業
- 〇工業 〇防災
- 〇公共交通









雲南市都市計画マスタープラン

7 計画の構成

本計画は「第4章都市の基本構想」と「第5章都市の地域別まちづくり」(以下「地域別まちづくり」とします。)で方向性と方針を定めています。基本構想では市域の総合的な都市づくりを推進していくための考え方や方向性、地域別まちづくりでは都市計画区域内の各地域について示します。

都市の現況と課題

都市を取り巻く社会情勢や現況・特性から、都市づくりの課題を整理します。

- 〇 都市を取り巻く社会情勢
- 〇 都市の現況と特性
- 都市の課題

都市の将来像と目標

都市づくりの課題から、都市づくりの理念や方向性を整理します。

- 都市づくりの理念
- 〇 都市づくりの方向性
- 〇 将来の目標
- 〇 将来都市構造

都市の基本構想

都市づくりの理念や方向性に基づき、市域全体の都市づくり方針を示します。

- 〇 全体構想
- 〇 都市計画区域内構想

都市の地域別まちづくり

都市づくりの理念や方向性に基づき、地域別の都市づくり方針を示します。

○ 地域別まちづくりの方針(地域の分野別方針)

大東地域
か一茂地域

【分野別方針】

- ▶ 土地利用の方針
- ▶ 道路・交通体系の方針
- > その他都市施設の方針
- ▶ 市街地整備の方針
- > 景観保全の方針
- > 都市防災の方針

全体構想、地域別まちづくりの それぞれに各分野別方針を示します。

第2章 都市の現況と課題

1 都市を取り巻く社会情勢

私たちを取り巻く社会情勢は、様々な背景によって刻々と変化を続けています。以下のような時代の潮流や社会動向に配慮した都市づくり施策の展開が必要とされています。

1)人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、近年、戦後初の減少へと転じ、平成 23 年には大きな減少がありました。国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、人口減少社会の進展は、今後避けられない状況であり、増加を前提とした、創造による発展的、拡大の都市づくりから、活用による持続的、集約の都市づくりへ都市構造の転換が必要とされています。

また、同様に進行が確実視される少子高齢化社会を見据え、子育て世代にとって暮らしやすいまちづくり(定住基盤の強化、雇用の確保、子育て支援の充実など)や高齢者にとって安全・安心なまちづくり(移動環境の強化、医療・介護福祉サービスの充実、地域コミュニティの形成など)への取組みが求められています。

2)経営的な視点による行政運営

地方分権の流れのなか、人口減少や少子高齢化による税収の減少、社会保障費の増加など、今後、地方の行財政運営は一層厳しさを増すことから、企業と同様、行政にも経営的視点が強く求められます。また、高度成長期を中心として急激に蓄積されてきた社会資本ストックが整備から約50~60年を経過しており、限られた財源を効率的かつ効果的に運用した再整備の方針と適切な維持管理による長寿命化の方針が必要とされています。

3)環境配慮の低炭素型社会と循環型社会

モータリゼーションの進展をはじめ、人類の社会経済活動によって引き起こされる、 地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題がますます深刻化しています。 この環境悪化が主な要因とされている近年の異常気象は、甚大な被害をもたらす災害 となって、すでに私たちの生活に影響を与えはじめています。温室効果ガスを抑制し、 環境負荷の少ない都市づくりへ向けて、車に頼らない移動環境の実現、資源やエネル ギーの有効活用の促進、リサイクル活動の推進など、都市の低炭素化や循環エネルギ ー化に取組んでいくことが必要とされています。

4) 多様化するライフスタイルとニーズ

社会情勢などを背景に、個人の価値観やライフスタイルは近年、変化や多様化が進んでいます。経済的、物質的な豊かさを追求する時代から、ゆとり、やすらぎ、癒し

など心の豊かさを重視する時代へと移行し、単独世帯、ひとり親と子からなる世帯の増加など、世帯構造は様々となっています。こうした変化を的確に捉え、現代社会にあわせたそれぞれのニーズやライフスタイルを尊重する都市づくりへ向けた取組みが必要とされています。

5)安全・安心に対する意識の高揚

記録的な豪雨、竜巻、台風など、甚大な被害をもたらす自然災害が、近年、各地で多発していることが契機となり、住民の安全・安心に対する意識は、より一層の高まりをみせています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力災害に対する安全対策意識の高揚は特に著しいものとなっています。多様化と深刻化が進む災害リスクへの対応と、都市防災機能の向上へ向けた取組みが必要とされています。

また、地域コミュニティの薄れなどから、犯罪抑止機能の低下が懸念され、各地域におけるコミュニティの再生や連帯感の強化が必要とされています。全国的に犯罪が増加し、巧妙化、悪質化、凶悪化、広域化など近年新たな傾向にあることから、安全・安心な暮らしの確保への取り組みが求められています。

2 都市の現況と特性

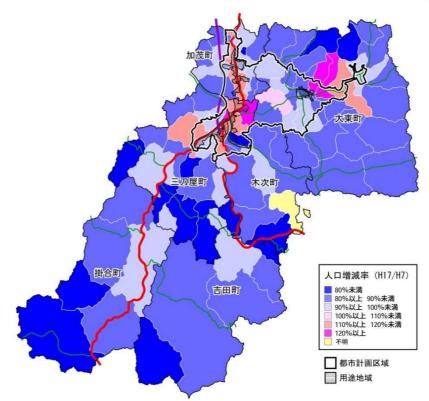
1)人口

本市の人口は、減少を続け、平成 22 年には本市全体で 41,917 人となっています。地域別では、旧町村の中心部とその周辺部で増加傾向にあり、特に都市計画 区域内の地域でその傾向が強くなっています。一方で、山間部などの地域で減少傾向にあり、特に中心部から遠方の地域でその傾向が強くなっています。この動向から、各地域の生活拠点を維持しながらも、人口増加地域へ主要都市機能を中心に集約していく必要があると考えられます。また、購買など日常生活における移動では、隣接する松江市、出雲市を中心に比較的高い移動傾向にあり、都市機能の充実した都市との連携強化への取組みも必要とされています。

一方、人口割合は年少(15歳未満)人口、生産年齢(15~64歳)人口の割合が低下し、老年(65歳以上)人口の割合が高まっています。高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活環境や移動環境の整備とともに、税収の減少、社会保障費の増大など行財政の縮小を見据えた効率的行政運営が必要とされています。

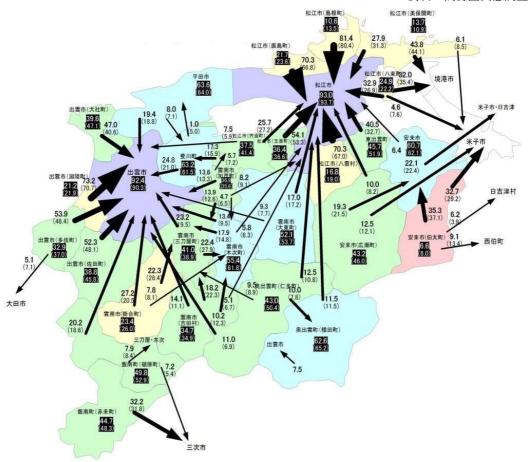
【 地域別人口増減率の分布 (H17/H7)】

資料:国勢調査



【 平成 24 年度 購買商圈図(全商品)】

資料:商勢圏実態調査



【 総人口と年齢階層別人口の推移 】

資料:国勢調査



2) 産業

工業分野における製造品出荷額は増減を繰り返しているものの、事業所数は減少傾向となっています。商業、農業においても事業所数や農家数は同様に減少傾向にあることから、雇用の確保が求められています。また、市内における商品販売額が平成 14 年から減少に転じたことによって商店数、商業従事者の減少が加速しています。特に旧町中心地における小売店の減少が顕著であり、高齢者の日常の買い物など生活機能の低下が深刻となっています。

【事業所数及び製品出荷額の推移(地域別)】

資料:工業統計調査



【商店数及び商品販売額の推移(全体)】

資料:商業統計調査



3)観光

中国横断自動車道 尾道松江線は、平成 26 年度には全線開通が予定されています。山陽圏へのアクセス性が飛躍的に向上するため、地域振興や産業振興への大きな効果が期待されています。また、沿線の「道の駅 たたらば壱番地」の利用状況は当初の予測を超えていることから、今後の都市づくりにおいては、地域資源を活用した積極的な魅力の創出や情報発信など、観光面において山陰都市圏と山陽都市圏の主要結節点としての存在感を高めていく必要があります。

【 観光地利用者数の推移 】

【 道の駅 たたらば壱番地の状況 】





3 都市の課題

1)持続可能な都市づくりへの取組み

中心地への人口移動が緩やかに進みつつあることから、中心市街地の形成や地域拠点の整備に取り組むとともに、人口減少、少子高齢化社会の本格的な到来を見据えたコンパクトで持続可能な都市構造への転換が求められています。旧 6 町村から雲南市へと引き継がれた社会資本ストックの統合、廃止による適切な機能配置や効率的な更新、維持管理に努めていくことが必要とされます。

2)郷土に受け継がれる資源活用への取組み

中国横断自動車道の延伸を活かした、地域資源の活用や情報発信への積極的な取組みは、地域の活性化に特に重要であり、ヤマタノオロチ神話をはじめ、歴史、自然、文化といった地域の資源を活かし、本市の存在感を高めていくことは、今後の都市づくりの観点として求められます。地域資源の適切な維持保全に努めるとともに、効果的な整備を検討していくことが必要とされます。

3) 多様化するライフスタイルとニーズへの取組み

多様なライフスタイルや、高齢化社会などの社会情勢を背景としたニーズへの対応 は、定住人口の流出が進む本市にとっても早急に取り組むべき課題です。高齢者の安 全な移動環境整備、地域における雇用の創出、子育て環境の充実など、すべての世代 が安心して暮らすことのできる定住環境を創造していくことが必要とされています。

4)都市同士の連携体制強化への取組み

都市機能や人口交流など、広域圏や周辺都市との関連を重視した、連携体制の強化を図っていく必要があります。また、広大な市域を結ぶ、道路をはじめとするネットワークを適切に整備し、各地域の都市機能のつながりや生活機能の確保が必要とされています。

5) 進化していく災害対策への取り組み

近年の記録的災害、原子力災害など、進化する災害に対する整備、避難、啓発活動などの各種対策が必要とされています。地球環境問題が刻々と深刻化している今日、さらなる脅威が顕在化する可能性もあることから、社会動向に注視するとともに、スピード感をもって対策を講じていくことが必要となります。

第3章 都市の将来像と目標

1 都市づくりの理念

「第2章 都市の現況と課題」での整理を踏まえて、合併から10年の節目を迎える本市の都市づくりにおける基本理念とテーマを以下のように示します。

【基本理念とテーマ】

私たちは、日本最古の歴史書「古事記」に記されるヤマタノオロチ神話が息づき、 斐伊川に代表される雄大な自然景観、加茂岩倉遺跡に代表される悠久の歴史史跡、た たら製鉄に代表される誇れる歴史産業など、多彩な恵みをもたらすこの郷土のなかで 育まれてきました。このことに感謝し、先人たちが築き今日まで大切に受け継がれて きた恵みを守り続け、後世へ伝えていくことは、郷土に育まれた私たちが果たしてい くべき使命と言えます。

今日、その受け継ぐべき郷土においては社会情勢の変化をはじめ、取り巻く様々な 課題が徐々に浮き彫りになりつつあり、その持続的な発展を実現していくためには、 人口減少・少子高齢化社会の進行、地方行財政の縮小など、直面する諸課題を真摯に 受け止め、立ち向かっていく必要があります。私たちは、高齢者や子育て世代をはじ め、すべての世代が豊かで暮らしやすい都市づくりを念頭に、都市の魅力創出や社会 資本・行政サービスの効率的運営など、各課題の解決に向けた取り組みの着実な推進 を目指していきます。

そして、近年、各地で多発する甚大な自然災害や東日本大震災によって顕在化した原子力災害など、多様化するリスクから市民の安全・安心を確保していくことは最も優先すべき大きな課題です。過去にこの地域を襲った甚大な水害など、想定される災害への対策とともに、今後懸念される想定外の脅威への対策の着実な推進を目指すとともに、その要因と考えられている地球環境問題の進行を抑制すべく、環境負荷の少ない低炭素都市づくりや循環型都市づくりに積極的に取り組んでいきます。

『神話を語り継ぐ 暮らしやすい田園都市』

市民が神話の息づく郷土への愛着と誇りを持ち続けるとともに、"日本のふるさと"である田園都市を次世代へ受け継いでいくことを目標とし、その都市づくりの実現に向けて行動していきます。

2 都市づくりの方向性

都市づくりの理念に基づき、今後取り組んでいく方向性を以下に示します。

1)神話と歴史を発信する魅力にあふれる都市づくり

ヤマタノオロチ神話は、斐伊川やその支川流域の伝承地を中心に語り継がれ、郷土に神秘的な魅力を与える固有の地域資源となっています。また、加茂岩倉遺跡や神原神社古墳をはじめとする各地の史跡は、古代日本の生活や文化の様式を現代に伝え、悠久の時を身近に感じさせる文化的資源として、古代ロマンや地域文化の発信に欠かすことのできない存在となっています。私たちは、郷土が持つこれら資源の素晴らしさを再認識し、積極的に保全するとともに活用を図り、私たちの生活と共生・調和した、美しい田園都市づくりを目指します。

2) 中核拠点ゾーンを核としたコンパクトな都市づくり

合併から 10 年を迎える本市にとって、現在の市域における中心地の形成が急務であるとともに、人口減少・少子高齢化社会の進行、地球環境問題の深刻化など、社会情勢を踏まえた都市構造の転換への取り組みも必要とされています。私たちは都市の顔となる中心市街地を中心とした中核拠点を形成するとともに、各地域との円滑な連携体制を構築し、社会情勢の変化や地域の実情に沿ったコンパクトな都市構造による都市づくりを目指します。

3) 広域圏・周辺都市と連携するネットワークの都市づくり

現在の私たちの生活には、隣接する地勢から、県内有数の都市である松江市、出雲市との連携が不可欠となっています。一方、中国横断自動車道 尾道松江線の延伸によって、山陽都市圏との連携の可能性も高まっています。このことから、山陰都市圏と山陽都市圏の結節点に位置する都市として、その優位性を活かした都市づくりを検討していくことが求められています。私たちは、広域圏や周辺都市との連携体制の強化に努め、利便性の高い都市間ネットワークづくりを目指します。

4)誰もが暮らしやすい"移・職・住"の都市づくり

私たちの郷土は、雄大な自然に囲まれたゆとりある暮らしの環境をはじめ、"日本のふるさと"として素晴らしい住環境を生み出しています。また、松江市や出雲市との近接性から、多様なニーズとライフスタイルへ対応可能な定住地であると考えられます。私たちは、日々の暮らしに欠かすことのできない"移 (移動)・職 (雇用)・住(生活)"の充実した定住環境整備に努め、利便性が高く誰もが暮らしやすい都市づくりを目指します。

5)安全・安心な自然環境と共生する都市づくり

私たちの郷土は、斐伊川をはじめとする有数の河川が市街地を貫流するとともに、市街地の後背地にはみどり豊かな山地が広がり、市街地の側においても美しく雄大な自然景観を望めます。その一方、豪雨による氾濫に見舞われ、甚大な水害被害を受けるなど、その対策は特に重要とされています。また、近年の記録的豪雨や台風による風水害、東日本大震災によって顕在化した原子力災害、異常気象による農作物被害など、私たちの生命と財産を脅かす自然災害リスクは今日ますます多様化していることから、対策のより一層の強化が今後さらに求められます。市民との協働による災害対策意識の醸成、災害時における共助の仕組みづくりなどソフト面における取り組みを検討すると共に、自然環境と共生した防災の都市づくりを目指します。また、犯罪や交通事故といった生活の身近に潜むリスクに対しても取り組みを進め、特に被害者となり易い、高齢者に配慮した防犯や交通安全への対策の強化によって安全・安心な都市づくりを目指します。

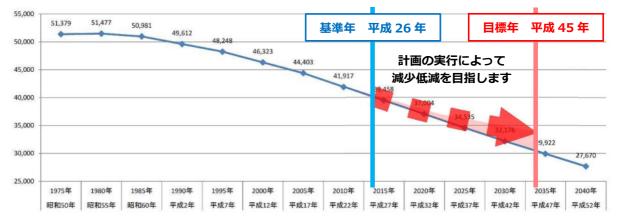
3 将来の目標

本市の総人口は平成 22 年国勢調査時点において 41,917 人であり、5 年前の平成 17 年国勢調査時点の 44,403 人から約 2,500 人減少しています。さらに、国立社会保障・人口問題研究所が、平成 22 年までの国勢調査の実績値からコーホート要因法*1によって以降 30 年間を推計した結果では、本計画の目標年次に最も近い平成 47 年の人口は 29,922 人と 30,000 人を下回る予測となっています。

こうした危機的な状況に対し、魅力ある中心市街地整備や暮らしやすい住環境整備を中心とした施策の推進によって定住人口の拡大を図り、人口減少の低減を目指します。なお、具体的な目標値は平成 26 年度策定予定の第 2 次雲南市総合計画^{*2} との整合を図り、今後定めることとします。

【将来人口の推移】

資料:国立社会保障・人口問題研究所



- ※1 ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や 移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法
- ※2 現行第1次雲南市総合計画では、平成17年国勢調査の結果に 基づくコーホート要因法による人口推計から、平成26年度で 45,000人を目標値としています

4 将来都市構造

上位計画「雲南市総合計画」の土地利用ビジョンにおいては、"中核拠点ゾーン" "拠点ゾーン" "生産振興・交流促進ゾーン" の大きく 3 つのゾーニングが示されています。この考え方に基づき、本計画では主要都市機能の配置方針として"エリア"を定めます。また、主に道路や公共交通によるつながりを"連携軸"、その他の情報通信網、交流などによるつながりを"ネットワーク"として整理し、将来的に目指すべき都市の姿(将来都市構造)を以下のように示します。

ソーン	市域内の基本的な土地利用の方向性を示します
ェリア	土地利用の動向や地域の特性から、都市機能や生活機能など の誘導を促していく地域を示します
連携軸	広域圏、周辺都市、各エリアなどを密接に結ぶ主要な道路を はじめとする主に交通などのつながりを示します
ネットワーク	連携軸を補完し、一体性を強化する情報通信網、交流などの つながりを示します

1) ゾーン

① 中核拠点ゾーン

「行政をはじめ保健・医療・福祉、教育文化などに関わる公共施設や商業にぎわいの拠点、産業の集積を図る」地域であり、区域は概ね都市計画区域と一致します。 ゾーン内には、本市の中心地である「中心市街地エリア」、地域医療の中核を担う「医療機能エリア」、良好な住生活環境を有する「定住機能エリア」を配置し、ネットワーク網による連携を図ることによって、利便性の高い市街地形成や都市機能拠点の形成を目指します。

② 拠点ゾーン

「市南部の諸機能の集積を図る」地域であり、市南部の既成市街地周辺を区域としています。市南部における生活拠点としての位置づけとともに、災害時の拠点として、また、中国横断自動車道や国道 54 号における山陽側の玄関口として、中核拠点ゾーンと連携しながら既成市街地周辺に機能の集積や整備を図り、地域拠点の形成を目指します。

③ 生産振興・交流促進ゾーン

「農業などの生産振興を図るとともに、地域の特性を活かした体験交流やUJI

ターンなどの交流促進を図り、美しい農山村風景を守る」地域であり、中核拠点ゾーン、拠点ゾーンを除く全域を区域としています。優良農地や豊かな森林等、美しい農山村風景の保全を図り、生産振興や交流促進を中心とした土地利用を目指します。

2) エリア

1 中心市街地エリア

都市の中枢となる地域として、積極的な都市基盤整備による土地利用の高度化・ 効率化を図り、行政機能をはじめとする主要都市機能や商業・業務機能などの集積 誘導を促進し、賑わいと魅力あふれる中心市街地の形成を目指します。中心市街地 活性化事業をはじめ、各種事業の活用によって土地利用の促進や既成市街地の再整 備を目指します。

本市の中心部に位置し、広域圏や周辺都市との連携軸の結節点であるとともに、 都市施設整備の進展によって土地利用需要が高まっている木次町里方地区から三刀 屋町三刀屋地区にわたる国道 54 号沿線を中心に三刀屋木次インターチェンジ周辺 を含む地域をエリアに位置づけます。

② 医療機能エリア

大東地域の生活拠点として位置づけるとともに、医療・保健・福祉機能の主要地域として、地域医療の拠点である雲南市立病院を核とした都市基盤整備を図り、医療・保健・福祉機能の強化、各地域及び高次医療圏と連携によって医療拠点の形成を目指します。

都市計画道路 新庄飯田線沿線を中心に市立病院周辺や既成市街地を含む地域を エリアに位置づけます。

③ 定住機能エリア

加茂地域の生活拠点として位置づけるとともに、定住機能の主要地域として、既存住宅団地周辺への住環境基盤整備を推進します。 宍道湖・中海都市圏との近接性 や周辺への産業拠点の形成など定住地として需要の高まりが期待されることから、 周辺都市、各エリアとの連携軸の強化を図り、良好な定住拠点整備を目指します。

雲並住宅団地や金丸住宅団地など、既存住宅団地を含む地域をエリアに位置づけます。

4 地域生活エリア

市南部における生活拠点として位置づけるとともに、災害時の拠点であり中国横断自動車道や国道 54 号における山陽側の玄関口として、各エリアと連携しながら

既成市街地周辺に機能の集積や整備を図り、地域拠点の形成を目指します。 旧町村中心部の既成市街地周辺をエリアとして位置づけます。

3)連携軸

① 広域連携軸

宍道湖・中海都市圏や山陽都市圏など、広域圏のネットワークにおいて重要な骨格であり、産業や観光をはじめ、多分野にわたって広域交流を支える広域連携軸を位置づけます。機能や接続性に関する強化の促進や、関連施設を含めた周辺整備の推進に努め、今後一層の活用を目指します。

○ 中国横断自動車道 尾道松江線

2 都市連携軸

宍道湖・中海都市圏など、周辺都市圏とのネットワークにおいて主要な路線であり、高度医療などの都市連携を支える都市連携軸を位置づけます。未改良区間の早期整備とともに、交通の利便性や安全性などの機能向上を促進し、円滑な都市間ネットワーク網の形成を目指します。また、社会動向や地域需要に配慮した道路計画の見直しについて、関係機関への働きかけを検討します。

○ 国道 54 号

- 国道 314 号
- 県道 松江木次線
- 県道 出雲三刀屋線
- 県道 安来木次線

③ 機能連携軸

中核拠点ゾーン内の主要都市機能を結ぶ主要な路線であり、連携型の都市構造の 形成において特に重要となる機能連携軸を位置づけます。未改良区間の早期整備、 交通の利便性や安全性などの機能向上を促進するとともに、公共交通による移動利 便性の向上を推進し、利用しやすい主要都市機能の実現を目指します。

- 国道 54 号 (再掲)
- 県道 松江木次線 (再掲)
- 県道 出雲大東線
- 県道 玉湯吾妻山線

4) 市域連携軸

北部の中核拠点ゾーンと南部の拠点ゾーンを結ぶ主要な路線であり、市域内の都市機能ネットワーク確立において特に重要となる市域連携軸を位置づけます。未改良区間の早期整備の働きかけや、公共交通による移動利便性の向上に努め、コンパクトな都市構造の実現を目指します。

- 県道 上久野大東線
- 県道 掛合大東線
- 県道 掛合上阿井線
- 県道 出雲大東線(再掲)
- 県道 木次直江停車場線 県道 玉湯吾妻山線(再掲)
 - 県道 稗原木次線
 - 県道 吉田三刀屋線
 - 県道 出雲奥出雲線

4)ネットワーク

1 都市形成ネットワーク

機能連携軸を中心に、交通施設整備の促進により円滑な移動ネットワークを構築 すると共に、高速情報通信網の整備の促進等により、主要都市機能のつながりの強 化を目指します。

② 市域形成ネットワーク

市域連携軸を中心とした交通ネットワークの整備や、市域の一体性を醸成するた めの、交流機会の創出などにより市域のつながりの強化を目指します。

③ 水とみどりの空間ネットワーク

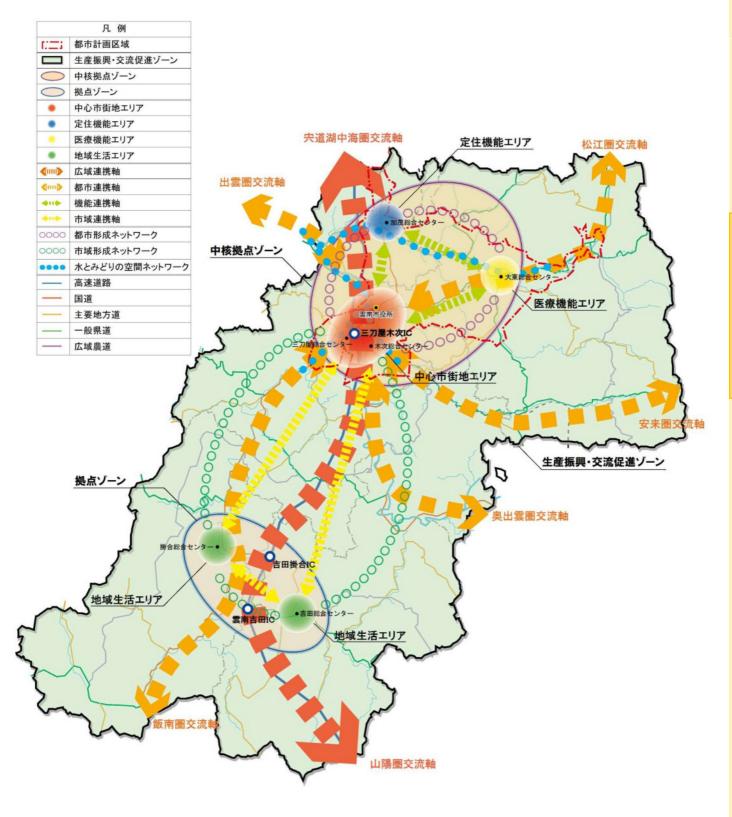
連携軸沿いの河川は、桜並木をはじめとする自然景観との調和に配慮した河川緑 地の保全や整備によって親水性の向上を図り、市民に潤いを与える憩いの場として の空間形成を目指します。

○ 斐伊川

○ 赤川

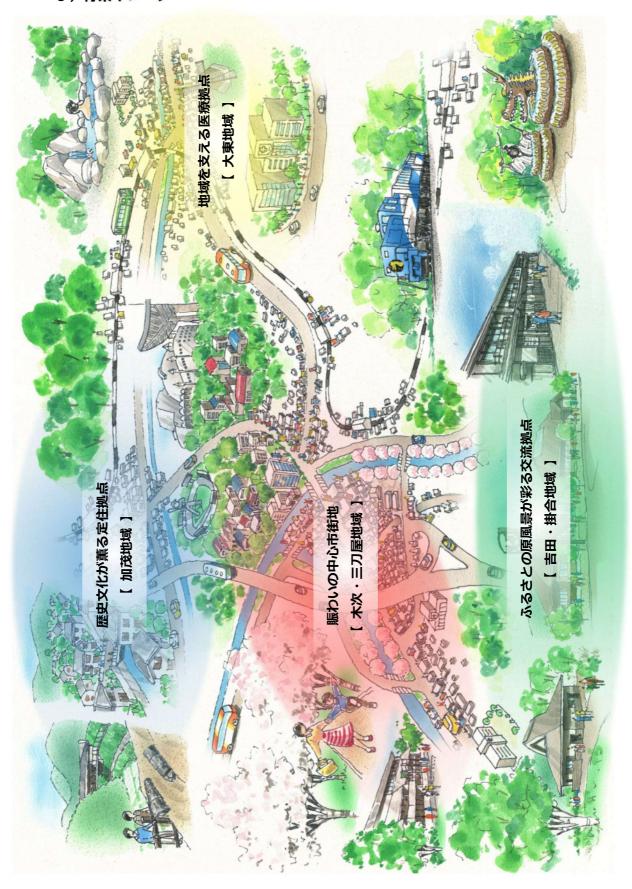
○ 三刀屋川

5) 将来都市構造図



※前述した内容を図示します。

6)将来イメージ



※前述した内容をイメージ図として示します。

第4章 都市の基本構想

本章では、6 町村の合併後、最初の都市計画マスタープラン策定であることを踏まえ、市域一体的なまちづくりの観点から、土地利用や都市施設整備などの方向性や方針を示します。よって、「1 全体構想」では市域の総合的まちづくり構想として"本市全域"を対象としています。なお、「2 都市計画区域内構想」では、本計画が"都市計画"のマスタープランであり、その分野における基本的な方針であることから、対象を"都市計画区域"としています。

1 全体構想

都市づくりの理念や方向性に基づき、都市全体に関わる基本方針を都市計画の分野別に示します。本節では、以下の6項目の分野について、方針を示します。

1)土地利用の方針

社会情勢を踏まえた都市づくりの総合的な観点から、今後どのような方向性が 望ましいかを検討し、整備や開発を促進する地域、まちなみ景観や自然環境を保 全する地域など、土地の利用方針を示します。

2) 道路・交通体系の方針

広域圏、周辺都市、エリアを結ぶ道路ネットワークや公共交通など、主として 移動に必要不可欠な道路・交通施設に関する整備の方針を示します。

3)その他都市施設の方針

道路・交通施設を除く、下水道、公園など都市施設について、配置や整備の方針を示します。

4) 市街地整備の方針

市街地の効果的な整備や集落地の適切な維持など、地域の特性を踏まえた方針を示します。

5)景観保全の方針

自然環境やまちなみ景観の保全など、地球環境や都市景観に配慮した都市形成の方針を示します。

6)都市防災の方針

自然災害をはじめとする各種災害への対策のための整備、規制誘導など、都市 における防災と減災の方針を示します。

1)土地利用の方針

(基本方針①) 都市の"顔"となる中心市街地の形成

中心市街地エリアに、商業施設や業務施設のほか、市庁舎をはじめとした各種公共公益施設の立地促進を図り、交通の要衝である三刀屋木次インターチェンジ周辺地域と円滑に連絡し、賑わいを創造する都市の顔づくりを目指します。国道54号沿線や松江自動車道三刀屋木次インターチェンジ周辺などの高い整備効果が期待される地域に、中心市街地活性化事業をはじめとする各種事業の活用を図り、土地の高度かつ効果的な利用を促進します。また、商業地と住居地など用途の混在化を可能な限り抑制し、適切な住み分けが図られた良好な市街地形成を促進します。



▲ 市庁舎イメージ



▲ 沿線土地利用が進む国道 54号

(基本方針②) 地域特性を活かしたコンパクトな地域拠点の形成

持続可能な都市構造化に向けて、各地域拠点への集約化や相互連携のより一層の 強化を図り、コンパクトな地域拠点の形成を目指します。各地域のもつ特性や特色、 都市機能の配置状況など、基本的な条件を踏まえ、中心市街地エリアに位置づけた 木次、三刀屋地域を除く各地域の中心地周辺を、それぞれのエリア内整備の強化に よって、地域拠点への集約と各地域それぞれの機能強化を進めていきます。なお、 地域拠点への急激な集約化は、地域コミュニティはもとより、市民の日常生活に多 大な影響を及ぼす恐れがあることから、基本的な生活機能の維持を図るなど、適切 な配慮とともに進めることとします。

(基本方針③) 目指す都市づくりに向けた都市計画の見直し

目指す将来像の実現に向け、今後の土地利用の動向に注視するとともに、既成市街地における空洞化や低未利用地の残存など、現在の都市が抱える課題解決を目標とし、適切な都市計画の見直しを検討します。特に、それぞれのエリアやその周辺においては、用途地域の指定、都市計画事業の活用など、都市計画の決定や変更も視野に入れ、積極的に今後の土地利用のあり方を検討します。一方、開発動向の高い用途地域の縁辺部をはじめ、郊外地における土地利用については、市街地への集約化や郊外緑地の保全へ向けた都市計画を検討します。

(基本方針4) 活力ある地域産業を牽引する産業拠点の形成

高速道路をはじめとする広域交通網の発達や、東日本大震災以後における製造業の生産拠点分散化などの社会動向を踏まえ、既存産業団地を中心とした産業拠点の強化を図り、不足する産業事業用地の確保と雇用の拡大を促進します。産業集積拠点形成アクションプランにおける、高速交通網との接続性や既存産業団地との連携を推進し、活力ある地域産業を牽引する産業拠点の形成を目指します。

(基本方針⑤) 自然と調和、共生する良好な都市景観の形成

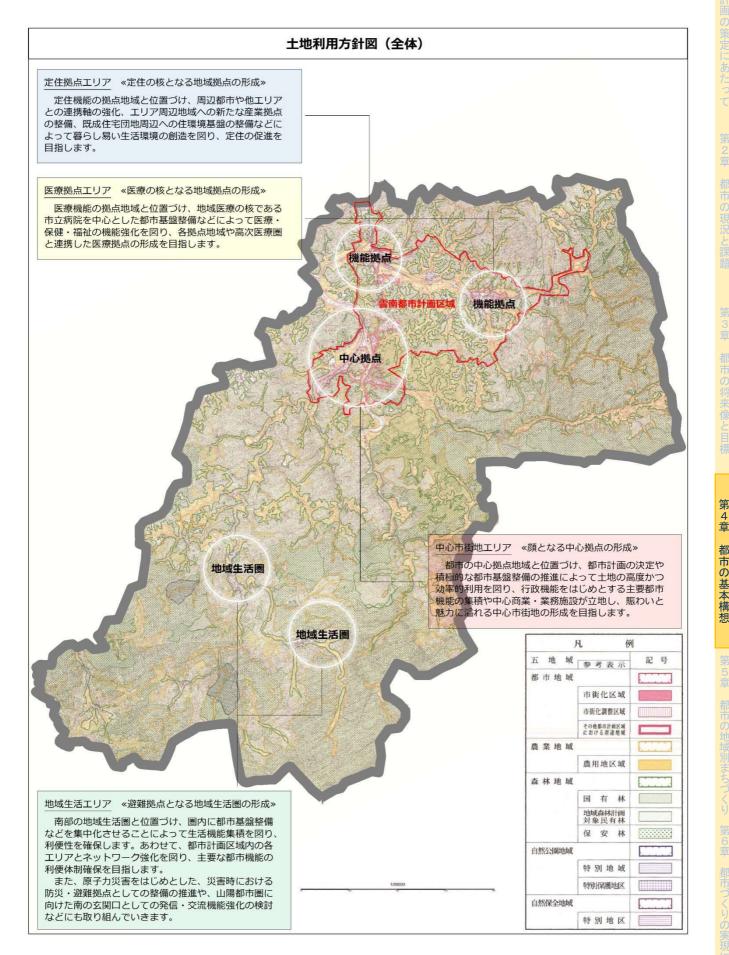
市街地を取り囲むように広がる農地、森林などの緑地は、市街地における良好な都市景観を形成するとともに、自然学習やレクリエーションの場として大きな役割を果たすことから、無秩序な開発が行われないよう適切な維持と保全に努めます。また、都市地域内の農地や森林についても調和と共生に努めるとともに、開発・整備における緑地確保など、都市緑化への取組みを強化します。



▲ 郊外地に広がる優良農地



▲ 自然学習の様子



2) 道路・交通体系の方針

(基本方針1) 大動脈の活用による広域交流の拡大

アクセス性をはじめ、機能強化や関連する整備への取組みにより、大動脈である中国横断自動車道 尾道松江線のより一層の効果的活用を図り、広域交流の拡大を目指します。また、単なる通過地域とならないために、三刀屋木次インターチェンジからのエリア内道路や各種連携軸をはじめとする交通施設整備に取組み、中心市街地や拠点地域、主要観光地へ向けての誘導を促します。



▲ 広域圏を結ぶ尾道松江線

(基本方針②) 周辺都市との連携に向けた都市連携軸の強化

山陰の中心都市に近く、市域内の各エリアの特性を活かしながら、持続可能な都 市づくりに向け、都市間連携軸の円滑化や安全性の向上を図り、都市機能の充実す る周辺都市との連携強化を目指します。

(基本方針③) 主要都市機能ネットワークの確立に向けた機能連携軸の強化

中核拠点ゾーンにおける主要都市機能ネットワークの確立に向け、機能連携軸の 円滑化や安全性の向上を図り、中心市街地エリアを核とした連携型の拠点形成を 目指します。

(基本方針4)) コンパクトな都市構造の実現に向けた市域連携軸の強化

市域における都市機能の利便性を確保するため、市域連携軸の円滑化や安全性の 向上を図り、市域8の字ネットワークの構築を目指します。

(基本方針⑤) 生活道路の改善による安全・安心な市街地づくり

既成市街地や集落地における住宅密 集地の生活道路は、幹線道路への円滑な 接続や適切な道路幅員と歩行空間の確 保など、暮らしにおける利便性や安全性 の確保と都市防災機能の向上を図り、安 全・安心な市街地づくりを目指します。



▲ 安全な生活道路整備

(基本方針⑥) 公共交通の確保による暮らしやすい移動環境づくり

利便性の高い運行体制へ向けた関係機関への働きかけや、新たな交通拠点づくりの検討など、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい公共交通の確保によって自動車への依存の軽減を図り、歩いて暮らせる、環境にやさしい移動環境づくりを目指します。



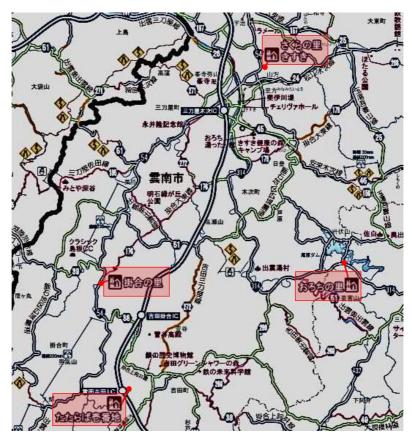
▲ 交通拠点 下熊谷バスセンター

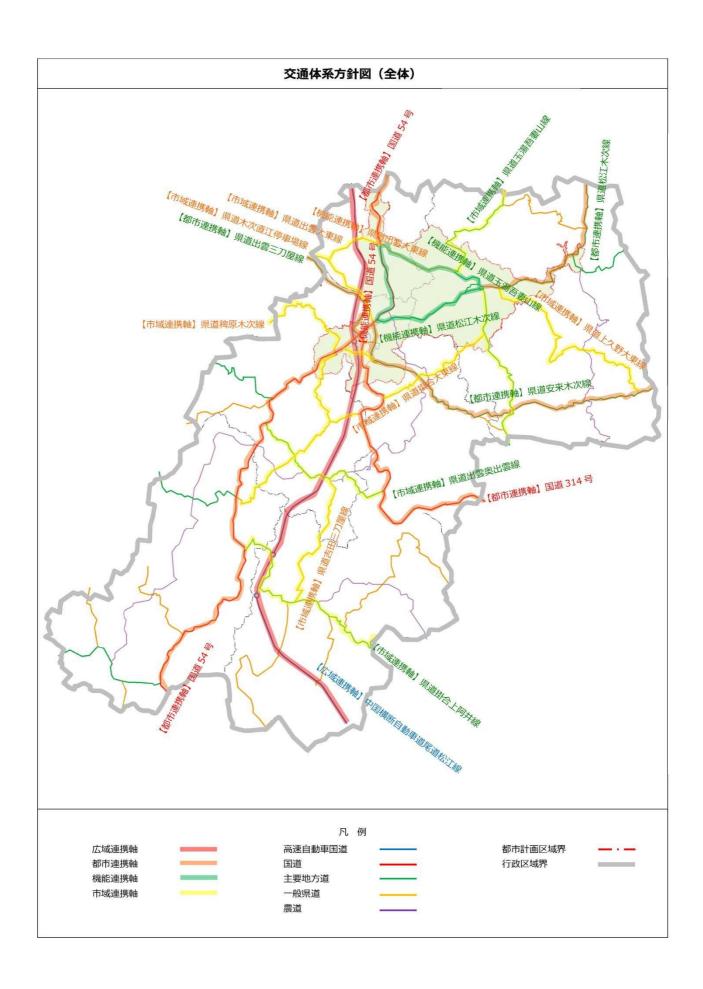
(基本方針⑦) 道の駅の活用による地域活性化と情報発信拠点づくり

将来交通量の減少が見込まれる幹線道路沿線の道の駅は、市域における公共交通の拠点化、地域の交流や情報発信の拠点化など、立地条件を活かした有効な活用手法を検討し、地域振興の場としての利用促進を目指します。

【道の駅の分布】

資料: 平成24年度 安心ドライブマップ





3)その他都市施設の方針

(基本方針①) 内水排除対策の強化による都市防災機能の向上

近年の豪雨災害などにみられる想定を超えた局地的災害発生の可能性に対し、排水施設整備と併せた面的整備などの対策も視野に検討を進め、内水排除の一層の強化を目指します。特に、過去に多大な浸水被害を受けた各地域については、早急な対策を関係機関へ働きかけるとともに、連携を図っていくことが重要とされます。



▲ 排水ポンプ車による訓練

(基本方針2) 下水道未整備地域の早期解消

地域拠点となる各エリアを中心に、未整備地域の迅速な整備を図り、整備水準の 均一化を目指します。

(基本方針③)都市公園の拡充による良好な空間の形成

各地域の特性を活かした都市公園の適 正配置により、市民の健康増進と余暇の レクリエーション活動の充実や、身近な 憩いの場の確保を図り、よりよい生活環 境の創出を目指します。また、史跡をは じめとする地域資源の保全と活用手法と して、周辺地域の都市公園化を検討し、 良好な空間の形成を目指します。



▲ 加茂岩倉遺跡

(基本方針4) 地域の魅力を生み出す観光拠点強化の促進

ヤマタノオロチ神話にまつわる伝承地をはじめ、主要観光地に向けた交通施設の 改善とともに、周辺整備についても検討を進め、交流人口の拡大を目指します。



▲ 須我神社奥の宮 (夫婦岩)



▲ 海潮温泉

(基本方針5) 誰もが利用しやすい施設整備の促進

官公庁や病院など公共公益施設をは じめ不特定多数が利用する建築物は、 ユニバーサルデザインに基づく施設整 備とともに、利用利便性への配慮から、 交通拠点や関連施設など周辺との関係 性も考慮した配置が図られるよう、関 係機関などと連携した取組みを目指し ます。



▲ 市立病院イメージ

(基本方針⑥) 適切な維持管理と再整備による既存ストック有効活用の推進

公共下水道、公園施設をはじめとする既存の都市施設は、利用者に与える影響を 十分に考慮した上で統廃合や機能の見直しに取組むとともに、適切な維持管理と再 整備によって長寿命化を図り、既存ストックの有効な活用を目指します。

4) 市街地整備の方針

(基本方針①) 各エリアの位置づけに応じた市街地整備の推進

中心市街地エリアをはじめ、それぞれの位置づけに応じた整備に取組むとともに、未利用地の効果的な活用や農地、森林をはじめとする緑地と調和した、まとまりある市街地の形成を目指します。



▲ 沿道整備型の市街地整備

(基本方針②) 定住促進に向けた住宅団地整備の推進

既成住宅団地の周辺地域を中心に住宅団地整備を推進し、良好な定住地の拡充を図り、定住人口の拡大を目指します。



▲ 住環境の整った住宅団地

(基本方針③)課題解決に向けた市街地整備事業の活用

未利用地の効果的活用や住宅密集地 の改善など、市街地における諸課題の 解決に向けて、適切な事業の活用を検 討し、効果的な市街地整備を目指しま す。



▲ 住宅密集地が残る既成市街地

(基本方針④) 計画的な整備による市街地の防災機能向上

既成市街地における空き家対策や防災施設整備を関係機関に働きかけるとともに、 建築物の不燃化や耐震化の促進に向けた都市計画の指定についても検討し、市街地 の防災機能向上を目指します。

(基本方針5) 周辺と調和のとれた産業団地整備の推進

居住地や商業業務地との適切な住み分けを図り、周辺の自然環境と調和した良好な産業団地整備の推進を目指します。

5)景観保全の方針

(基本方針①) 桜並木や赤川ホタルを演出する水辺の空間づくり

桜並木や赤川ホタルをはじめ、良好な親水空間を演出する地域資源の保全と活用を図り、多様な生命を育むとともに、人々の生活に潤いを与える水辺の空間づくりを目指します。



▲ 親水空間を演出する桜並木



▲ 水辺を彩る赤川ホタル

(基本方針②) 美しいふるさとの景観と調和する自然共生都市の形成

農地や自然環境をはじめ、美しいふるさとの景観を創造する、みどりの適切な維持と保全を図り、自然と共生した都市の形成を目指します。また、開発や市街地整備をはじめ、面的整備にあたっては、区域内の緑化を促進するとともに、周辺の自然環境への配慮に努め、水やみどりなど自然との調和を目指します。



▲ みどり豊かな田園風景

(基本方針③) 魅力を創出する地域資源の適切な保全と活用

地域の魅力を創出する、歴史、文化、自然など固有の地域資源の適切な保全と活用を図り、魅力の創出による交流の活性化を目指します。



▲ 菅谷高殿と桂の木



▲ 美しい棚田の風景

6) 都市防災の方針

(基本方針①) 自然災害に対する防災・減災整備の促進

斐伊川をはじめ、河川の適切な治水整備を関係機関に働きかけるとともに、土砂 災害などの危険地域内の宅地立地の抑制などを図り、被害防止に努めます。

(基本方針②) 災害時における緊急避難対策整備の促進

地域防災計画に基づき、避難施設の耐震化や緊急避難路の整備を促進し、原子力 災害時における行政機能の2次的拠点など代替機能の確保に努めます。

(基本方針③) 啓発活動による災害対策意識の醸成

緊急避難地や避難路、地域における災害危険性などハザードマップによって周知 を図り、自主防災組織との連携も視野に入れた災害対策意識の醸成に努めます。

2 都市計画区域内構想

本節では、全体構想を踏まえながら、都市計画区域内における考え方と方針を示します。

1)基本的な考え方

都市計画区域は、総合計画の土地利用ビジョンにおいて"中核拠点ゾーン"に位置づけられ、市の中核として各種機能の集積と強化を図る地域とされています。各旧町中心部への主要都市機能の集積や強化、相互間連携(機能連携軸)の円滑化など、地域の現況と特性を踏まえた都市構造化を推進し、連携による主要都市機能の形成を目指します。また、本市の活性化を牽引する中心地域として、広域圏や周辺都市、南部の"拠点ゾーン"との連携強化を進めます。

2) 都市計画区域の方針

(基本方針①) コンパクトな都市機能の形成

現状の都市計画区域内における、土地利用や都市施設整備などの状況を考慮した機能配置に努めます。機能エリアの位置づけや連携体制の考え方については、将来都市構造の方針に基づくものとし、コンパクトな都市機能の形成を目指します。

(基本方針②) 各種ネットワークによる連携

宍道湖・中海都市圏と隣接する地勢や山陽都市圏への交流軸整備の進展など、都市間連携に有利である本市の強みを活かした土地利用や都市施設整備に努め、都市連携の要となる道路や高速情報通信などのネットワーク網などの各種都市機能の強化を目指します。また、コンパクトで一体性ある市域の構築に向けて、拠点を結ぶ8の字ネットワーク等の連携整備の促進に努めます。

(基本方針③)都市計画による資源の活用と保全

神話、歴史文化、自然資源など、郷土固有の優れた資源の積極的な活用へ向けた環境整備を図るための都市計画による手法についても検討し、観光をはじめ各種分野で魅力発信への取組みを目指します。また、良好な景観形成のためにこれら資源の適切な保全についても取組んでいきます。

3) 各エリアの方針

加茂地域(定住機能エリア)

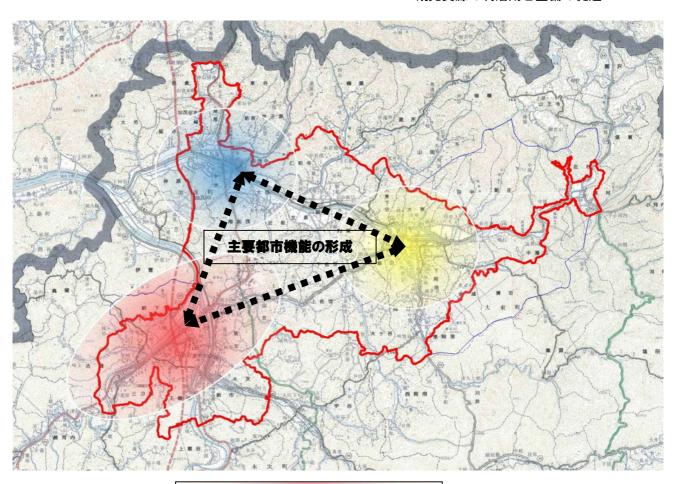
【エリア形成の主な方向性】

- ・良好な住環境整備と都市間、拠点間の連携強化による定住機能の集積
- ・産業基盤整備による雇用の創出と産業の活性化
- ・都市公園等の適切な整備による文化学習機能の 向上と体育施設機能の強化

大東地域(医療機能エリア)

【エリア形成の主な方向性】

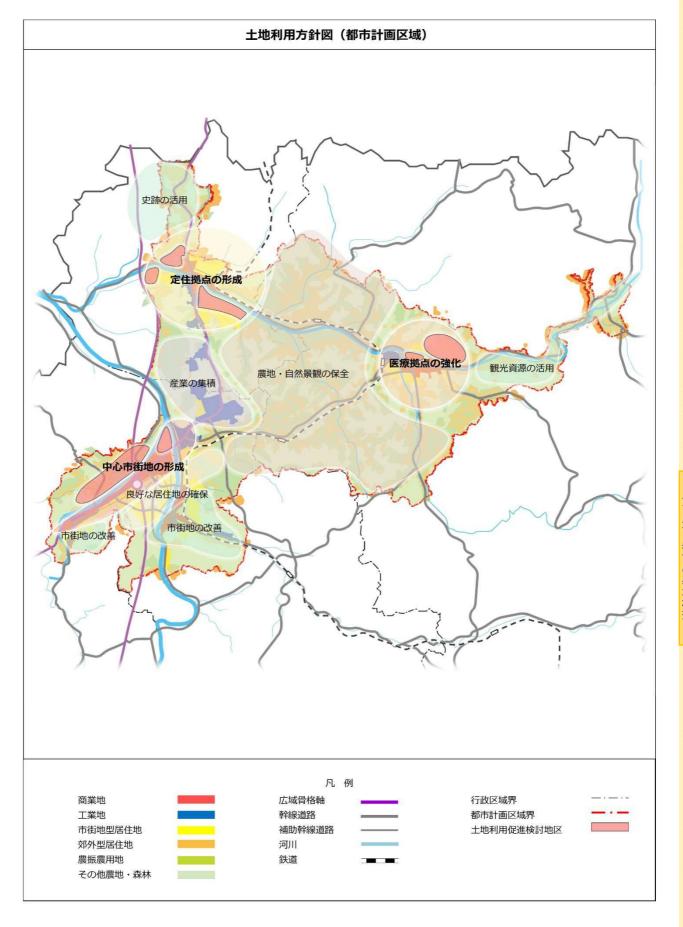
- ・市立病院を中心とした保健・医療・ 福祉機能の集積
- ・住環境と商業業務地等が調和した、 暮らしやすい新市街地の形成
- ・神話ゆかりの伝承地をはじめとした 観光資源の利活用と整備の促進



木次・三刀屋地域(中心市街地エリア)

【エリア形成の方向性】

- ・土地の高度かつ効果的利用の促進
- ・公共公益機能の集積と交通機能をはじめとした 都市基盤の整備
- ・中心市街地としての商業集積とにぎわい創出
- ・交通結節点としての機能強化



第5章 都市の地域別まちづくり

本章では、前章の「2 都市計画区域内構想」を基本的な考え方に据え、都市計画区域において地域ごとに取組んでいくまちづくりの方向性を具体的に整理します。よって、地域区分を「木次・三刀屋地域」「大東地域」「加茂地域」の3地域とし、それぞれに分野別方針を示しています。

1 地域別まちづくり方針

1)木次・三刀屋地域

■ 地域からの意見



刀屋地域

若者定住

若者が 働ける場所が 不足している

若者が楽しめる レジャーや 娯楽施設の 立地誘導が必要 住宅団地の 整備による 若い世代の 流出防止が必要

商業地域、 住宅地域、

景観形成地域 などの住み分け が必要

旧市街地内の 空き家対策と 地域商業の衰退 への対策

市街地環境

旧市街地の 街並み景観の 保全が必要

道路整備

出雲三刀屋線は 通過交通量から 4 車線化などの 改良整備が必要

三刀屋保育園は 進入道路が 狭あいで危険

下熊谷地域を 中心とした レジャー施設等 開発整備を

三刀屋地域の 中でも 役割分担が 必要ではないか 山地を切り開き 工業、住宅団地 の整備が必要

市街地等整備

連たん地の 空き家活用など の整備が必要

施設整備

小学校の統廃合 などにより 老朽校舎の 建て替えが必要

アスパル周辺 -体を公園化し 整備を図っては どうか

連たん地に 高齢者住宅を 建設して 助け合いの まちづくりを 豪雨時における 排水計画の 見直しが 必要ではないか 永井降記念館の 移転新築により 世界へ平和を 発信していく 体制づくりを

桜並木の 適切な維持管理 が必要

景観

防犯整備

市内各地に 街路灯·防犯灯 が少なく 高校生などの 安全面が不安

三刀屋川や 三谷川における 治水整備などの 浸水対策が重要 水害については 斐伊川と 三刀屋川の 合流地点周辺が 最も問題

小原沈下橋は 水害の原因と なるため 撤去が必要

災害対策

避難場所の明示 と避難地までの 経路整備が必要

山地における 土砂災害への 対策が必要

維持管理

河川敷の 草刈りなど 適切な維持管理 が必要

過去に整備した 公園の中には 荒れてしまった ところがある

■ まちづくりの方向性

- 中心市街地エリア内における交通要所の接続性向上を図るなど、木次地域と 三刀屋地域の一体性強化を目指します。
- 中核拠点ゾーンにおける中枢地域として、中心市街地エリアに公共施設の集 積を図るとともに、国道54号沿線を中心とした商業業務地の誘導、整備に努 めます。また、宍道湖・中海都市圏の都市との連携軸強化を図るとともに、 市域を結ぶ道路網、公共交通網を強化し、都市機能のネットワーク確立を目 指します。
- 本市の象徴である神話や桜並木を創出する斐伊川とその支川は、水とみどり

- のネットワークとして良好な親水空間形成を目指し、中心市街地における憩 いとうるおいの場として整備、維持管理を促進します。
- 木造住宅密集地改善のための道路整備と住宅改修事業の計画的な実行、アクセス利便性の高い地域への公営住宅の整備と民間開発の誘導など、安全・安心で快適な生活環境づくりを推進します。
- 神話にまつわる伝承地をはじめ、多様な地域資源の積極的活用のため、情報 発信機能の強化を図るとともに、アクセス性の向上や周辺整備の推進などで 交流人口拡大に向けた取り組みに努めます。

■ まちづくりの分野別方針

① 土地利用の方針

- ▶ 中心市街地エリアへの都市機能、商業業務機能の集約を図るとともに、未利用地は都市的土地利用への転換を目指し、賑わいある中心市街地の形成に向けた土地利用の高度化、効率化に努めます。拠点周辺地域については今後の土地利用、開発の動向に注視し、都市計画による適切な誘導・規制など、無秩序な市街地拡大の抑制を目指します。
- ▶ 木次拠点工業団地、尺の内流通業務団地は、産業機能中核地として立地誘導強化に努め、高速通信情報網や交通機能等の効率的な都市基盤整備を図り、産業機能の集約化を目指します。
- ▶ 拠点地域周辺の農地、山林については、市街地との適切な調和を図ります。

② 道路・交通体系の方針

- ▶ 交通結節の要衝である三刀屋木次インターチェンジを中心とした交通機能 強化を図り、市街地内交通の円滑化に努めます。また、公共交通利用環境 の向上に向けて、下熊谷バスセンターや JR 木次駅との連絡体制強化に努 めるとともに、新たな結節点整備についても検討します。
- ▶ 主要連携軸への接続道路は、市街地内の移動の円滑化と安全性確保のため整備を推進します。特に未整備の都市計画道路等、市街地内のネットワークを構成する路線の整備に取り組みます。
- ▶ 中心市街地エリア内の土地利用促進検討地区においては、都市連携軸の円滑化や安全性向上を目指し、都市計画道路など新たな幹線ネットワーク道路の整備も検討していきます。

③ その他都市施設の方針

- ▶ 斐伊川やその支川の増水による浸水被害対策として内水排除整備の促進に 努めます。
- ▶ 今後整備を図っていく低未利用地においては、下水道や高速通信情報網等、

基盤整備の推進に努めるとともに、土地利用動向に応じた都市計画の見直 しを検討します。

▶ 都市公園は各公園の施設整備状況や規模等、現状の特性を踏まえた適正な整備に取り組みます。

4 市街地整備の方針

- ▶ 中心市街地エリア整備においては、中心市街地としての賑わい創出に向けた都市基盤整備を推進し、市街地機能の強化を図ります。拠点内の低未利用地は都市計画道路をはじめとする都市計画事業の導入も視野に入れ、積極的な都市整備の推進に努めます。
- ▶ 現行庁舎跡地については、周辺地域との関連整備も含めた有効的な利用策 を検討します。
- ▶ そら山団地や下熊谷西団地をはじめとする既成住宅団地周辺に定住地確保 を検討すると共に、土地利用動向に注視し、新規住宅地整備を検討します。
- ▶ 既成市街地においては、生活道路の整備を進め、利便性の向上と救急活動や災害避難における経路の確保を目指します。また、空き家や空地を有効に活用したポケットパークなどの延焼遮断帯の整備や、建築物に対する不燃化や耐震化を促進し、安心・安全なまちを目指します。

⑤ 景観保全の方針

- ▶ 斐伊川堤防や三刀屋川の桜並木をはじめとする河川空間と調和した自然景観は、適切な維持と管理によって保全を図るとともに、河川公園等の親水空間整備に努めます。維持・管理にあたっては、市民との協働による持続可能な維持管理体制の構築を目指します。
- ▶ 既成市街地や新たな住宅地整備においては、緑化整備など周辺自然環境やまちなみとの調和に配慮します。また、地区公園や街区公園の適切な配置を図り、市街地における憩いの場の確保に努めます。

⑥ 都市防災の方針

- ▶ 集中豪雨や台風による斐伊川やその支川の増水、氾濫対策においては、過去の被害に基づく適切な治水事業の促進を図り、被害抑制に努めます。
- ▶ 土砂災害など災害危険地域においては、防災対策を講じると共に、危険地域内の宅地立地の適切な規制を図るなどの被害防止、抑制に努めます。
- ▶ 防災ハザードマップや地域防災計画の啓発に取り組み、防災意識の醸成を 図ります。

まちづくり方針図(木次・三刀屋地域) 中心市街地エリア 都市の中心地域と位置づけ、積極的な都市基盤整備等による土地の高度かつ効率的利用を図り、行政機能を中心とする主要都市機能や商業業務機能が集積する 賑わいと魅力あふれる中心市街地の形成を目指します。 (エリア及び周辺地における主要方針) 【土地利用】 【道路・交通体系】 都市機能の集約化 〈 都市構造の効率化 〉 ・市街地内ネットワーク網の強化 〈 市街地交通の円滑化 〉 〈賑わいの中心市街地形成〉 ・公共交通拠点整備の推進 〈 公共交通利便性の向上 〉 商業業務立地の促進 高度・効率的土地利用の推進〉 ・土地利用検討促進地区の有効土地利用 (市内外交通の円滑化) ・主要連携軸の強化 ・周辺地への無秩序な市街地拡大の抑制 コンパクトな市街地形成〉 ・農地や緑地との共生 良好な自然景観保全〉 【市街地整備】 ・各種市街地整備事業による整備 〈 高度・効率的土地利用の推進 〉 産業拠点への立地誘導の促進 〈土地利用混在化の抑制と 効果的な基盤整備の推進〉 ・公共施設等跡地の有効活用 高度・効率的土地利用の推進〉 【その他都市施設】 新規住宅地の整備 定住基盤整備の推進〉 ・斐伊川及び支川周辺の内水排除整備 〈安心・安全な市街地整備 ・住宅密集地の改善 都市防災強化の推進〉 土地利用検討促進地区の積極的な整備 〈高度・効率的土地利用の推進〉 建築物の不燃化、耐震化の促進 (都市防災強化の推進) ・特色にあわせた都市公園整備 (適切規模の都市施設整備 【都市防災】 【景観保全】 ・効果的な治水事業の促進 〈都市防災強化の推進〉 市街地を彩る桜並木の保全 代表的自然景観の保全 ・災害危険地域における規制と誘導〈 減災の推進 〉 うるおいの空間形成〉 ・市街地内親水空間の整備 ・防災計画等、継続的な啓発 〈 防災意識の醸成 〉 ・周辺自然環境との調和する市街地形成 自然環境との共生〉 ・小公園の配置による市街地緑化 憩いとやすらぎの空間形成) 土地利用検討促進地区 尺の内流通業務団地 地区周辺の社会動向など総合的観点に基づいて 検討を進め、効果的な土地活用を目指します 親水空間の創造 桜並木の適切な維持管理とともに河川公園整備 を検討し、市街地の親水空間創造を目指します 産業拠占への立地誘導の促進 高速情報通信など都市基盤整備の強化を図り、 保全地域と活用地域の調整 産業拠点への立地誘導の促進を目指します AND THE PARTY OF T 優良農地の適切な保全と効果的な土地活用に そら山住宅団地 ついて調整を図ります 市街地拡大の抑制と既成集落地の維持 **只木次駅** 既成集落地は維持しながら、幹線道路沿線など への市街地拡大は抑制に努めます 特色にあわせた都市公園の整備 次運動公 公園の特性や規模に基づく機能拡充などそれ ぞれ特色を持った都市公園の整備を進めます 交通結節点やアクセス性の強化 浸水対策の促進 IC・JR 駅・バスセンターなど交通結節点整備や 河川改修や内水排除整備を積極的に働きかけ、 アクセス性の強化など利便性向上に努めます 斐伊川やその支川の浸水対策を促進します 旧市待地の都市防災強化 定住基盤の強化 生活道路整備や空き家対策整備による住宅密集 既成住宅団地周辺における住宅地整備によって 地の改善や不燃化・耐震化の促進を目指します 定住基盤の強化を目指します まちなみ景観の保全 日常生活を支える地域商業の確保と風情ある 土地活用の検討 まちなみ景観の保全を目指します 市庁舎移転後の跡地有効活用の検討 凡. 例 土地利用 商業地 広域骨格軸 交通結節点 道路, 交诵体系 幹線道路 産業拠点 補助幹線道路 市街地型居住地 定住拠点 その他都市施設 郊外型居住地 河川 鉄道 農振農用地 市街地整備 その他農地・森林 行政区域界 墨観保全 緑地 (都市公園) 都市計画区域界 都市防災

2) 大東地域

■ 地域からの意見

大 東 地 域

道路整備

大東地域は 南北の主要軸と なる道路が 整備されて いない 木次三刀屋や 加茂への軸と なる道路整備や 北部の塗材軸 整備が必要 大東小学校や 大東高校周辺の 道路は狭あいで 安全のため 整備が必要 道路は 幅員 6m以上で 歩車分離した 構造が望ましい

尾道松江線の 影響で地区内の 交通量が増加し 渋滞が発生し はじめた 離合できない 地区内の狭あい 道路を改善して 欲しい

公共交通

郊外地域では バス停が遠く 路線バスの 利用が困難 公共交通が 乗入できない 施設や道路の 改善が必要 J R 木次線の 踏切は 地区内交通の ため改善が必要 土地利用

計画的な 土地利用を考え 集約化していく ことが必要 大東小学校や 大東高校周辺の 地域は道路を 整備し土地利用 を促進すべき 大規模開発より 未利用地を 活かした ミニ開発が必要

施設整備

下水道区域の 拡大や 区域内整備の 着実な推進が 必要 公園の利用は 世代によって 異なるため 利用者に併せた 整備が必要 河川護岸の 維持管理など 計画的な 保全事業を 雲南市立病院を 市の中核として 強化していく

市街地等整備

大木原のような 整備を積極的に 進めて若者の

流出を防止する

働く場所など 将来若者が 帰れるように 支援が必要

若者定住

景観

今後も桜の 適切な維持管理 を続けて いくことが必要 過疎化が進み まちなかの 空洞化が 進んでいる 建築基準法 22 条の規制緩和など 旧市街地の 新築と改築を 促進すべき

今後は 人口減少が さらに進行する のではないか 区画整理事業は 1 区画が大きく 現在の需要に あっていない のではないか

観光

400 年の 歴史をもつ 大東七夕祭り 最近は 赤川に白鳥の 飛来がある

■ まちづくりの方向性

- 骨格軸の都市計画道路 新庄飯田線を中心とした市街地整備など、沿線の土地 利用の促進と地域商業立地による賑わいの創出を目指します。
- 旧市街地においては、住宅密集地の延焼対策が必要とされることから、空き 家、空地を活用した延焼遮断帯の整備や生活道路整備に取り組みます。
- 医療機能の拠点地域として、各地域との連携強化を図ります。また、高次医療圏との連携強化を図り、ネットワークの充実を図ります。

● ヤマタノオロチ神話にまつわる伝承地をはじめ、市内観光地における魅力の 創出や、赤川ホタル、山王寺の棚田など、豊かな自然資源と触れ合う憩いや 学習の場づくりに取り組み、交流人口の拡大を図ります。

■ まちづくりの分野別方針

① 土地利用の方針

- ▶ 土地区画整理事業や都市計画道路整備事業の進展に伴い、新たな市街地を 形成しつつあることから、適切な土地利用の促進と地域商業などを中心と した機能の誘導を図ります。
- ➤ エリア周辺の土地利用検討促進地区は周辺土地利用動向に注視し、都市計画の指定など適切な誘導を図ります。
- ▶ 幹線道路沿線の大東下分、下阿用、下佐世などの地域は、自然環境と調和 が保たれた集落を形成していることから、住宅地の無秩序な拡大抑制に努 めます。

② 道路・交通体系の方針

- ▶ 骨格となる都市計画道路 新庄飯田線、大東小学校、大東高等学校などに連絡する都市計画道路 赤川右岸線は、地域内の主要道路として整備の推進に努めます。
- ▶ 都市計画道路 阿用停車場線など長期未着手となっている都市計画道路は整備の必要性や実現性など適切な検証によって見直しも検討します。また、都市計画道路以外の路線についても、交通安全上の視点から順次整備を検討します。
- ▶ 旧市街地等は木造住宅が密集する上、生活道路が狭あいであることから、 延焼防止や利便性の面から対策の推進に努めます。

③ その他都市施設の方針

- ▶ 2次医療拠点である市立病院を地域の核に据え、医療・保健・福祉を中心とした拠点づくりを目指し、3次医療圏との連携体制強化を図るとともに、ユニバーサルデザイン、利用交通体制の強化によって誰もが利用しやすい拠点整備に努めます。
- ▶ 下水道の未整備区域は迅速な整備を推進します。また、土地利用動向に応じて下水道計画区域を適宜見直し、良好な住環境基盤整備に努めます。
- ▶ 大東公園は地域の総合公園としての機能のほか、医療・保健・福祉の拠点 地域における憩いの場としての機能など多様なニーズが求められることか ら、その他都市公園との機能整理を考慮した上、機能の拡充に向けた整備 を検討していきます。

▶ 有効な地域資源であるスサノオノミコトやヤマタノオロチゆかりの地、須 我神社や佐世神社などへの観光誘導対策として、アクセス利便性の向上な ど魅力発信に向けた周辺整備に取り組みます。

4 市街地整備の方針

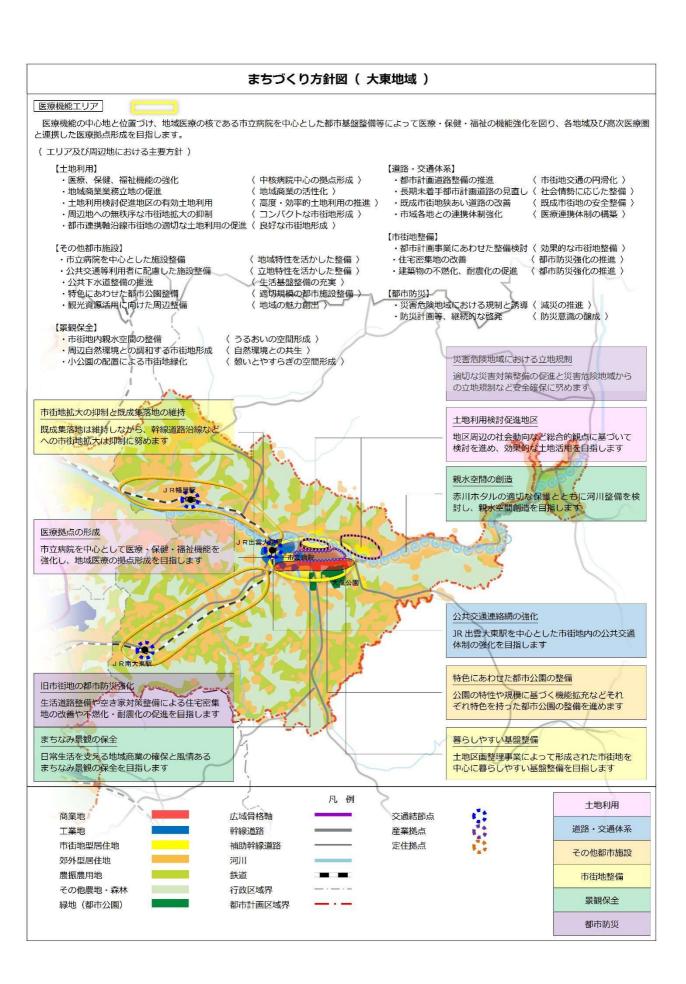
- ▶ 土地区画整理事業や都市計画道路整備事業に伴う基盤整備にあわせた都市 基盤整備を検討し、暮らしやすい新市街地整備に努めます。
- ▶ JR出雲大東駅は地域医療の中心である市立病院と拠点地域を結ぶ主要結 節点であることから、各地域への連携機能強化に努めます。
- ▶ 市街地周辺に残る低・未利用地や区画整理事業区域などは住宅地整備を検 討します。

⑤ 景観保全の方針

- ▶ ホタル、棚田をはじめとする豊かな自然資源と触れ合う憩いの場を創造するため、赤川の親水空間整備を検討します。
- ▶ 既成市街地や新たな住宅地整備においては、緑化推進など周辺の自然環境 やまちなみに配慮した整備に努めます。

⑥ 都市防災の方針

- ▶ 土砂災害対策や河川における治水事業を促進するとともに、自主防災組織 を通じた災害への意識の醸成に努めます。
- ▶ 避難地の耐震化、避難経路の整備、狭小道路の拡幅など防災、減災対策に 努めます。



3)加茂地域

■ 地域からの意見

加茂地域

若者定住

農地

若者へ向け 安価な住宅地を 供給する必要が ある 若者が 魅力を感じる場 が少ない 特に若年層の 市外への 人口流出が問題 働く場所など 雲南市に若年層 の定住基盤が 整っていない 耕作放棄地など 農地の荒廃が 年々進んでいる 宅地などへの 転用によって 周辺整備が進む のではないか

道路整備

河川

安心して 通学できる 安全な 道路整備を 出雲市をはじめ 他地域を結ぶ 道路整備による アクセス性の 向上を

地区内道路の 改良整備が必要 国道 54 号との 交差点には 改善が必要な ところがある 近年、 河川の汚れが 気になる 河川沿いの 草刈りなど 適切な維持管理 が必要

施設整備

市街地等整備

加茂中央公園の野球場を 雲南市における メイン球場と してはどうか N P O など 安価な移動手段 の確保が必要 市街地内に 駐車場が少なく 人が集まり難い ため活気がない 旧市街地の 商店減少により 高齢者の買い物 が困難 子供の遊び場や 自然との 触れ合いの場が 不足している 高齢者など 移動の確保を 考えていく 必要がある

観光

災害対策

複数一級資源を 個々ではなく あわせて PRしていく ことが必要 災害時の 避難地確保と 対策整備や 施設の点検が 必要とされる 地域防災計画の 適切な周知を 徹底して欲しい 原子力災害 シミュレーションに 基づいた対策や 訓練が必要 災害危険地の 法面対策や 維持が必要 赤川の氾濫に 備えた適切な 内水排除対策を

産業

組織化による 経営の効率化が 必要とされる

■ まちづくりの方向性

- 広域連携軸による優位性を活かし、産業団地の形成、加茂岩倉遺跡などの史跡の有効活用を推進します。また、住宅地整備の推進による定住人口の拡大に努め、暮らしやすいまちづくりを目指します。
- 内水排除対策、密集市街地の改善は市民の安全確保のため一層の整備に努めます。また、土砂災害などの危険箇所については市街化の抑制等、都市計画による規制導入も検討します。

● 拠点連携軸である国道 54 号や県道出雲大東線は機能向上の促進により連携強化を図ります。

■ まちづくりの分野別方針

① 土地利用の方針

- ▶ 広域連携軸、都市連携軸の周辺に産業団地の形成を進め、企業誘致の促進によって雇用の創出を目指します。
- ▶ 市街地周辺農地は関係機関と調整を図り、保全地域と市街化地域の住み分けを検討します。

② 道路・交通体系の方針

- ➢ 宍道湖・中海都市圏や山陽都市圏との連携強化のため、中国横断自動車道 尾道松江線へのアクセス整備を目指します。
- ▶ 交流人口の流動傾向が高い松江市や出雲市との連携をより強化するため、 都市間連携軸の機能強化に努めます。
- ▶ 集落地域内における利便性向上と安全確保のため、生活道路整備を推進します。また、交通安全上、対策が必要とされる道路については順次整備を検討します。

③ その他都市施設の方針

- ▶ 赤川の増水による内水の適切な処理のため、防災対策の促進に努めます。
- ▶ 公共公益施設についてはユニバーサルデザイン化やアクセス性の向上に努めます。
- ▶ 国宝に指定されている加茂岩倉遺跡は史跡公園として都市公園化し、神原神社古墳などの史跡は更なる周辺整備や関連施設の整備、魅力発信に努めます。

④ 市街地整備の方針

- > 宍道湖・中海都市圏や山陽都市圏への利便性の高い地域は、新産業拠点と して整備を推進します。
- ➤ 雲並住宅団地、金丸住宅団地を中心とした市街地周辺の低未利用地は住宅 地整備の促進に努めます。
- ▶ 木造住宅が密集した市街地では、空き家、空地を活用し、生活道路等の整備、ポケットパーク等の確保等に努めるとともに、建物の不燃化や耐震化を促進します。

⑤ 景観保全の方針

▶ 赤川における自然護岸やアクセス道整備によって自然が身近に感じられる

環境整備に努めます。

- ▶ 市民のレクリエーションや健康づくり活動の拠点として、加茂中央公園の総合公園機能の拡充を推進します。また、加茂中公園は定住機能エリアの憩いの場として適切な維持管理に努め、景観保全を図ります。
- ▶ 新たな住宅地整備においては、緑化推進など周辺の自然環境に配慮した整備に努めます。

⑥ 都市防災の方針

- ▶ 市街地縁辺部を中心に、土砂災害危険性の高い地域が多数存在することから、土砂災害対策と市街化の抑制に努めます。
- ▶ 防災ハザードマップや地域防災計画について、自主防災組織等を通じた醸成を図ります。

まちづくり方針図(加茂地域) 定住機能エリア 定住機能の中心地と位置づけ、周辺都市や他工リアとの連携軸強化、エリア周辺地域への新たな産業拠点整備、既成住宅団地周辺における住環境基盤整備など を図ることによって定住促進を目指します。 (エリア及び周辺地における主要方針) 【土地利用】 【道路・交通体系】 定住機能の強化 〈 既存住宅地中心の拠点形成 〉 ・広域骨格軸への接続による利便性向上 〈 広域連携体制の強化 〉 新規産業団地の形成 雇用創出による地域活性化〉 都市間連携軸の機能強化 〈 都市間連携体制の強化 〉 ・農地や緑地との共生 〈 良好な自然景観保全 〉 ・既成市街地狭あい道路の改善 〈 安全な市街地の形成 〉 【その他都市施設】 【市街地整備】 ・赤川周辺の内水排除対策整備 〈 安心・安全な市街地整備 〉 新規産業団地の形成 〈 雇用創出による地域活性化 〉 ・公共交通等利用者に配慮した施設整備 ・既存住宅団地周辺への住宅地整備 立地特性を活かした整備〉 定住基盤整備の推進〉 ・史跡関連施設及び周辺地整備 地域の魅力創出〉 住宅密集地の改善 都市防災強化の推進〉 ・特色にあわせた都市公園整備 〈 適切規模の都市施設整備 〉 ・建築物の不燃化、耐震化の促進 都市防災強化の推進〉 【景観保全】 ・災害危険地域における規制と誘導〈 減災の推進 〉 市街地内親水空間の整備 うるおいの空間形成〉 ・周辺自然環境との調和する市街地形成 自然環境との共生〉 防災計画等、継続的な啓発 〈防災意識の醸成〉 憩いとやすらぎの空間形成〉 ・小公園の配置による市街地緑化 定住基盤の強化 強みを活かした住宅地整備による定住基盤の 史跡資源の有効活用 強化を目指します 加茂岩倉遺跡の都市公園化や高速道路からのア クセス整備によって観光資源活用を目指しま 浸水対策の促進 河川改修や内水排除整備を積極的に働きかけ、 赤川の浸水対策を促進します t住宅団地 雲並住宅団地 心園 旧市街地の都市防災強化 狭あい道路の改善 生活道路整備や空き家対策整備による住宅密集 生活道路の改善による安全性確保に努めます 地の改善や不燃化・耐震化の促進を目指します まちなみ景観の保全 日常生活を支える地域商業の確保と風情ある まちなみ景観の保全を目指します 災害危険地域における立地規制 狭あい道路の改善 適切な災害対策整備の促進と災害危険地域から の立地規制など安全確保に努めます 生活道路の改善による安全性確保に努めます 新産業集積地の形成 親水空間の創造 高速道路に接続する利便性に優れた産業団地の 整備を目指します 赤川ホタルの適切な保護と河川公園整備など による親水空間の創造 凡. 例 土地利用 広域骨格軸 商業地 交通結節点 道路・交通体系 工業地 幹線道路 産業拠点 市街地型居住地 補助幹線道路 定住拠点 その他都市施設 郊外型居住地 河川 農振農用地 鉄道 市街地整備 その他農地・森林 行政区域界 景観保全 緑地 (都市公園) 都市計画区域界 都市防災

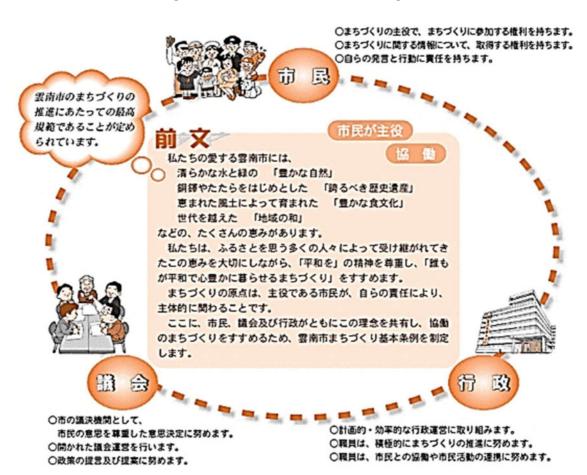
第6章 都市づくりの実現に向けて

1 多様な主体の協働による都市づくりの推進

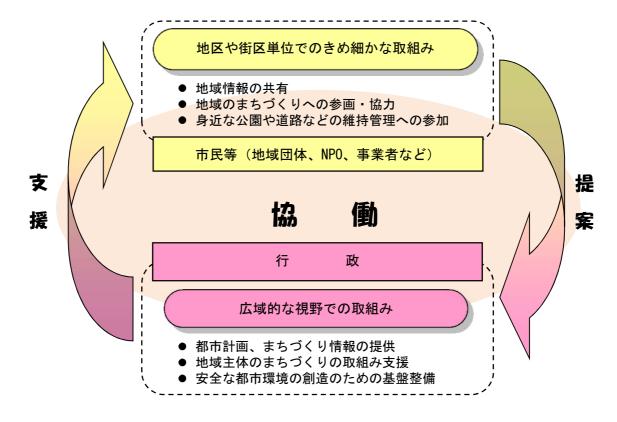
1)協働のための役割分担

本マスタープランを基本とする都市づくりは、長期的かつ全市民と行政の協働による取組みが必要であり、雲南市まちづくり基本条例を遵守し、市民等(地域団体、NPO、事業者など)と行政が協働し、連携と協力に基づいた役割分担により取組んでいきます。

【 雲南市まちづくり基本条例のイメージ 】



【 協働によるまちづくり 】



2) 市民参加の積極的な推進

まちづくりについて市民が関心を持つとともに、協働して取組んでいくため、雲南市都市計画推進委員会やまちづくり講座など積極的な開催により、市民と行政のまちづくりに関する情報の共有化を進め、まちづくりの機運を高め、計画段階からの市民参加を進めます。





【 雲南市都市計画推進委員会 】

【 まちづくり講座 】

2 効果的・効率的な都市づくりに向けて

1)各分野の連携による都市づくりの推進

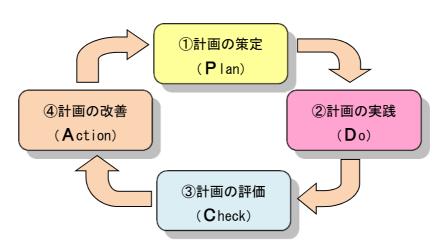
本マスタープランは、雲南市総合計画を上位計画とした雲南市の都市計画分野における最上位の方針ですが、このマスタープランに掲げる取組みだけでは総合的なまちづくりは実現しません。

交通・住宅・自然環境・歴史文化などの様々な部署が一体となって、都市づくりを 進めていく必要があります。また、庁内関係部署のみならず、国、島根県、周辺自治 体との連携を図っていくことが重要となります。これら連携を深めながら、今後はマ スタープランに即した総合的な都市づくりを推進します。

2) 適切な見直しによる都市づくり

計画段階、事業化段階などの適切な段階において、本マスタープランの取組み状況の評価・見直し(計画管理: PDCA)を行い、効果的・効率的な都市づくりに取組みます。

【 効果的な計画管理 】



都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市計画の基本的な方針であり、 計画期間中に社会経済情勢や市民ニーズが大きく変化する可能性があります。

雲南市総合計画や雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画の見直し、社会経済情勢や市民ニーズの変化などが、本マスタープランの方針に大きな影響を及ぼす場合には、状況に応じた適切な内容とするため必要に応じて見直しを図ります。

資料編

1 雲南都市計画マスタープラン策定委員会 設置要綱

雲南市告示第196号

雲南都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市 計画に関する基本的な方針として雲南都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」 という。)を策定するため、雲南都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、マスタープラン策定のため、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) マスタープラン策定のための調査・分析に関すること。
 - (2) マスタープラン策定の取りまとめに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、市長が委嘱した委員をもって構成し、委員の数は20人以内とする。
- 2 委員会に委員の互選により委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会に顧問を置くことができる。顧問は、市長が委嘱する。
- 6 委員会は、必要に応じ専門部を置くことができる。

(会議)

- 第4条 委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、マスタープランの策定の完了までとする。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務局は、都市建築課に置く。
- 2 事務局内に研究会を設置し、その構成員は雲南市の職員をもって充てる。 (補足)
- 第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年8月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、都市計画マスタープランの策定及び公表をもって、その効力を失う。 (招集の特例)
- 3 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず市長が招集する。

2 雲南都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

敬称略

		耿 孙 略
区 分	所 属	備考
学識経験者 (都市計画・環境・建設)	島根県技術士会会長	
学識経験者 (考古学・文化財・環境)	雲南市文化財保護審議会副会長 元島根大学法文学部教授	
教育	雲南市教育委員	三刀屋
福祉	雲南市社会福祉協議会	加茂
商工	雲南市商工会協議会	大東
農業	農業委員会の委員	木次
建築	建築士会の代表	三刀屋
住民代表	都市計画推進委員	木次
住民代表	都市計画推進委員	三刀屋
住民代表	都市計画推進委員	大東
住民代表	都市計画推進委員	加茂
住民代表	都市計画推進委員	木次
関係機関 (農業・商業等全般)	JA雲南 総務部長	
関係機関 (土木・都市計画)	雲南県土整備事務所 土木工務部長	
関係機関 (道路・交通)	雲南警察署 交通課長	
関係機関 (福祉・防災)	雲南消防署消防本部 予防課長	
	学識経験者 (都市計画・環境・建設) 学識経験者 (考古学・文化財・環境) 教育 福祉 五 農業 建築 住民代表 住民代表 住民代表 住民代表 住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自住民代表 自民代表 自民代表 自民代表 自民代表 自民代表 自民代表 自民代表 自	学識経験者 (都市計画・環境・建設) 学識経験者 (考古学・文化財・環境) 教育 雲南市教育委員 福祉 雲南市社会福祉協議会 商工 雲南市商工会協議会 農業 農業委員会の委員 建築 建築士会の代表 住民代表 都市計画推進委員 住民代表 都市計画推進委員 住民代表 都市計画推進委員 保民代表 都市計画推進委員 ないます。 おいます。 おいます。 まずます。 まずまます。 まずまます。 まずまます。 まずまますます。 まずまますます。 まずまますます。 まずまます。 まずまます。 まずまますます。 まずまます。 まずまます。 まずまますますます。 まずまますますます。 まずまます。 まずまますますますますますますますますます。 まずまます。 まずまますますますますますますますますます。 まずまますますますますますますますますますますますますますますますますますます

※ 平成26年2月時点

3 雲南都市計画マスタープラン検討経過

実施日	実施内容	議題及びテーマ
平成 23 年 11 月 1 日 (火)	第1回 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画の現状
平成 24 年 2 月	関係機関・団体ヒアリング調査	各分野の実態と将来意見
平成 24 年 3 月 12 日 (月)	第1回 雲南都市計画マスタープラン策定研究会	都市の現状・特性・課題
平成 24 年 3 月 27 日 (水)	<u>第2回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	"
平成 24 年 8 月 28 日 (火)	第 2 回 雲南都市計画マスタープラン策定研究会	全体構想
平成 24 年 10 月 4 日 (木)	<u>第3回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	II .
平成 24 年 12 月 26 日 (水)	<u>第4回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	II
平成 25 年 4 月 4日 (木)	<u>第 5 回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	目指す将来像と目標
平成 25 年 6 月 27 日 (木)	第3回 雲南都市計画マスタープラン策定研究会	II
平成 25 年 7 月 23 日 (火)	<u>第6回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	地域別構想
平成 25 年 8 月	都市計画推進委員会 分科会 (大東・加茂・木次・三刀屋地域)	地域の課題と将来像
平成 25 年 9 月 30 日 (月)	<u>第7回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	地域別構想
平成 25 年 11 月 18 日 (月)	第8回 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	マスタープラン素案
平成 25 年 9 月 30 日 (月)	<u>第9回</u> 雲南都市計画マスタープラン策定委員会	マスタープラン原案

■用語集

【ア行】

移動環境

徒歩、自動車、バス、鉄道などの公共交通の 環境。道路の状況、移動における快適性、移動 時間なども含む。

雲南市環境基本計画

豊かな自然環境を次世代に伝えていくため、 雲南市の環境に関する施策を、中長期的な視点 から総合的・計画的に推進することを目的とし て策定した計画。環境に関する総合計画として 位置付けられている。

雲南市住宅マスタープラン

取り巻く社会情勢や住宅事情をふまえ、今後の住宅整備の方針や住環境整備の方向などを、都市計画や福祉計画など住生活に関連する諸政策と連携しながら、計画的・総合的に展開していくために雲南市の住生活基本計画として策定した計画。

雲南市地域防災計画

災害対策基本法の第 42 条の規定に基づき、 雲南市防災会議が作成する計画であり、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に 有機的な関連を持って、市の地域に係る災害予 防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を 実施することにより、市域における土地の保全 と住民の生命、身体及び財産を保護することを 目的とした計画。

延焼遮断帯

地震に伴う市街地火災の延焼を防ぐ機能を 果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、 これらと近接する耐火建築物等により構成される不燃空間。

オゾン層

地上 10km~60km の成層圏にあるオゾンの層。有害な紫外線を吸収する作用がある。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される熱(赤外線)を吸収することにより熱が逃げにくくなり、地表面の温度を高める効果をもつガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地球に温室効果をもたらす二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど6種類ガスが指定されている。

【カ行】

河川公園

河川敷に設置された公園。

既成市街地

既に道路が整備され建物が連たんし、一定の 人口定着がみられるなどして、市街地が形成されている地域。主に各旧町中心部にみられる。

狭あい道路

主に幅員 4m 未満の道路。消火活動や救急活動などの緊急活動の支障となるばかりでなく、日当たりや風通しといった居住環境への影響など、様々な問題を持つ。

共助

近隣で互いに助け合うこと。互助。

協働

市民、企業、行政など地域に関わる複数の主体が、同じ目標を共有し、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目標を達成するために協力して活動すること。

局地的大雨

突発的に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲で数十mm程度の雨量をもたらす雨。ゲリラ豪雨ともいう。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域などにおいて、その自然、 文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

原子力災害

原子力施設の事故によって引き起こされる高 レベル放射能による深刻な人体被害や環境汚染。

高規格道路

自動車の道路交通の確保を図るために必要な 道路で、高規格幹線道路と地域高規格道路の総 称。高規格幹線道路とは、全国的な自動車交通 網を構成する自動車専用道路であり、これと一 体となって自動車による高速交通網を形成する 自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する 道路が地域高規格道路である。

公共公益施設

一般の住民の利用を目的として整備される施設を公共施設、住民生活に必要な施設を公益施設といい、その総称。公共施設として道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設等が都市計画法上、定義されている。公益施設として一般的に教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などがある。

公共交通機関

鉄道・バス・航空路・フェリーなど不特定の 人々を大量、かつ、効率的に運ぶことのできる 交通手段。

高次医療

診療所等のかかりつけ(一次医療)に対し、 重症・重篤患者の救急医療や、先進医療をはじめとする高度な医療を受けるための病院など。

高速通信情報網

インターネットをはじめとする通信の高速 化や大容量化を可能とする都市基盤。

コーホート要因法

コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化(出生、死亡、移動)を軸に人口の変化をとらえる方法。

コミュニティ

町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・ 習慣、趣味などで深い結びつきを持ち繋がって いるまとまり、地域社会や地域共同体。

雇用促進住宅

高齢・障害・求職者雇用支援機構の委託を受けて雇用振興協会が管理・運営する、勤労者向けの賃貸住宅。公共職業安定所の紹介等で就職する人や転勤・再就職する人などが、通勤圏外となるため転居が必要にもかかわらず適当な住宅が見つからない場合に、一時的に(原則2年以内)利用できる。

コンパクトな都市づくり

郊外への市街地の拡大を抑制すると同時に 中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸 機能が近接した効率的で持続可能な都市を目 指しまちづくり。

【サ行】

産業団地

工業など主に工場等が立地するために造成された団地。

山陽都市圏

広島や岡山など山陽地方において人口が集中している圏域。

自主防災組織

災害対策基本法第 5 条 2 において規定されている地域住民による防災組織。地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害時には災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う。

史跡公園

文化庁の文化財保存事業などにより整備される公園。荒神谷史跡公園などがある。

持続可能な都市

環境・経済・社会の側面においてそれぞれの活動が持続できる都市のこと。例えば環境であれば公害の防止、経済では健全な自治体の財政、社会では密な住民のコミュニティ、教育の充実等が将来においても継続的に行われること又はその仕組み。

社会資本ストック

これまでに国・自治体などの公的機関によって整備された道路・港湾・上下水道・公園などの社会資本の備蓄量。

少子高齢化

出生率の低下によって子供の数が減少する 一方、平均寿命が伸びたことによって人口全体 に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が 高まること。

親水空間

護岸としての機能をもつとともに、川などの 水辺に親しみ楽しむための配慮のもとに整備 された空間。

ストロー現象

都市部や農村部などの交通網整備によって、都市部に人口や資本が吸い取られる現象。

牛活基盤

日常生活において基本となる施設。公共施設、 道路、上下水道、通信網などのインフラ基盤は もとより、身近な商店等の商業施設も含まれる。

ゾーニング

都市の持つ特性や今後の開発計画などに合わせて地域を一定の範囲で区分し、区分された地域で建築や土地利用の方針や方向性を定めること。

【タ行】

耐震基準

設計する建築物や土木構造物が最低限度の 地震に耐えうる能力を持っていることを保証 し、建築を許可する基準。

地域防災計画

災害対策基本法(第40条)に基づき、各地方自治体(都道府県や市町村)の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果 ガスの増加によって宇宙空間へ放出される熱 が地表面に戻され、地球全体の平均気温が上昇 する現象。

地方分権

国の事務権限や財源などを地方に移したり、 国から地方(県・市町村)に対する関与を廃止・ 縮小したりすること。住民に身近なことはより 住民に近い地方が担うことができるように、行 政の仕組みを変えていこうとする考え方。

中国横断自動車道尾道松江線

中国横断自動車道のうち起点を広島県尾道市、終点を島根県松江市とする高速自動車道。 平成 26 年 3 月までに広島県の吉舎 IC 以北が 開通。

長寿命化

公共施設における長寿命化は適切に施設を 管理し、施設そのものを長く使えるようにする こと。一定期間後の点検、点検結果に基づく適 切な処置や計画作成が必要。

低炭素型都市

生活の豊かさを保ちつつ、気候に悪影響を与えない水準で二酸化炭素の排出を抑制し、環境に与える負荷の低減が図られる都市。

低未利用地

周辺土地利用動向などから有効活用が図られていないと考えられる土地。特に市街地内における空き家や空地などの効果的利用が求められる。

デマンドバス

利用者のニーズに合わせて地域内を運行するバス。予約型で利用者が希望する乗降場所や時刻などの要求(デマンド)に応じて、乗り合い方式で運行。

都市機能

都市が持つ機能。生活基盤に加え、商業施設の集積や教育・文化・娯楽機能、医療機能など。

都市計画

都市計画法に基づき都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方、交通のあり方、都市施設の整備、市街地の整備などの計画を策定し、その実現を図ること。

都市計画区域

都市計画法(第5条)に基づき自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移などを考慮して、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要があると指定された区域。

都市計画法

都市の健全な発展等と秩序ある整備を図る ことを目的に制定された都市計画に関する基 本的な法律。

都市公園

都市公園法で定められた公園。利用形態や面積規模等によって街区公園、近隣公園など位置づけが分類されている。

都市施設

都市利便のため都市に設置される施設。一般 用法としては、都心的性格をもつ場所にある商 業施設などを含む公的サービス機能をもつ施 設である。

都市防災

地震や豪雨などによる自然災害をはじめ市 街地火災など、あらゆる災害リスクへの対策強 化を目指した都市。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき渓流や傾斜地など 土砂災害により住民等の生命または、身体に被 害を受けるおそれが高いと指定された区域。

【ナ行】

内水

河川の水(外水)に対し、堤防で守られた内側の土地(市街地内)にある水。豪雨等により河川の氾濫や側溝・下水道の水はけの悪化により引き起こされる水位上昇によって建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」という。

中海 • 宍道湖都市圏

中海や宍道湖周辺の米子市、松江市、出雲市などを一団とした都市圏。

【八行】

ハザードマップ

発生が危惧される災害について、被害の及ぶ 範囲、被害の程度、避難の道筋、避難場所等を 示す地図。

バリアフリー化

障がい者や高齢者の生活に支障となる障害を取り除くこと。段差などの物理的な障害だけでなく、精神的な障壁を取り除くことも必要とされる。

不燃化

燃えないまたは燃えにくい構造や材質を建築物に取り入れること。住宅密集地においては 道路や空地といった適切な延焼遮断帯を設け ることも必要とされる。

ポケットパーク

ポケットに入るような小さな公園。道路整備 や交差点の改良によって生まれた狭小の空き スペースに、ベンチを置くなどして歩行者の休 息や語らいの場所を提供し、都市環境の向上と 改善に役立たせる。

【マ行】

道の駅

国土交通省により登録された、休憩機能、情報発信機能、地域振興機能が一体となった施設。

住宅密集地

都市において比較的早い時期に住宅などが 供給された地域にあって、木造の住宅が連たん し、大規模地震や火災発生時には、住宅倒壊や 延焼危険性が高い市街地。

モータリゼーション

自動車の利用が増加し、都市の発展や生活基盤の整備、文化などに大きく影響している状態。

【ヤ行】

ヤマタノオロチ神話

斐伊川の上流、鳥上の峯に高天原から天降ったスサノオノミコトが、ヤマタノオロチを退治してクシイナダヒメと結ばれる「ヤマタノオロチ退治」など日本最古の歴史書といわれる「古事記」に残されている。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった 差異、障害・能力の如何を問わずに誰もが快適 に利用することができる施設・製品・情報の設 計、デザイン。

用途地域

都市計画区域の主として市街化区域において定める 12 種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建ペい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。

【ラ行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。人生観・価値観・習慣 などを含めた個人の生き方。

【ワ行】

ワークショップ

さまざまな立場や年齢の人たちが集まり、参加者のたくさんの意見などをよく知り、たくさんの人たちによろこんでもらえるような物事をみんなで考える場所(時間)のこと。参加者全員による共同作業。

$[A \sim Z]$

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act (改善)の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

UU ターン

Uターン、Iターン、Jターンの総称。

U ターン現象: 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。

J ターン現象: 地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

| ターン現象: 地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

雲南市都市計画マスタープラン

平成26年2月

雲南市 建設部 都市建築課

〒699-1392 島根県雲南市木次町木次1013-1

TEL: 0854-40-1064 FAX: 0854-40-1069

e-mail: toshikenchiku@city.unnan.shimane.jp